

反差別論序説草稿

三村 洋明

序

これは 89 年 6 月から 92 年 10 月にかけて『吃屹』という「吃音者解放研究会—吃音者・反差別研究会」の機関紙に書き下ろし掲載したものをまとめたものです。

機関紙と言っても、実は仲間作りを目指して一人でやっていた個人紙にすぎないもので、発行部数も 10 部に満たず、ほとんど反応の返ってこない中で（来ないような書き方、内容だったのですが）、ほとんどノート的に書き綴っていました。

今回まとめるにあたって、全面的改稿を考えましたが、一度手をつけ始めると、おそらく全面改稿にならざるを得ず、また勉強不足を補いつつ書き改めるというところで、結局出せないようになってしまったと思い、この文は、そもそも「序説草稿」として、実践へ開いた理論化の作業として、できるだけ早く出すということを追求していたので、あえてそのままにしました。

せめて、文体だけでも、メモ的な文でなく、話しかける柔らかい感じに書き直そうとしたのですが、そもそもノート的な文なので、文体だけを改めても仕方がないと思い直し、そのままにしました。意を汲んでもらえればと願っています。

一部対話的な文で書いた箇所を逆に文体の統一のために堅い表現にしました。その他何箇所か校正をしつつ、分かりにくい箇所に手を入れました。大幅な改稿は思いとどまっています。

また、本文中、色々勉強して取り入れた内容の出典が不明であったり、取り入れた内容か、自分の意見かが曖昧になっている箇所がかなりあると思います。私の記憶の不得手さと、文献整理の怠惰に起因することではあります、何度か本文中に書きましたが、これは実践的運動の総括として、反差別論の理論の貧困を痛感し、そのことを動因として書き綴ったものです。アカデミックな論文では、理論が誰の成果で、自分のオリジナリティは何かということを明らかにしなければならないようですが、運動のための理論は相互批判の中で共有化していくことが大切で、誰の成果、云々ということは二の次ではないかと、怠惰の苦しい弁明にしておきます。

兎に角、先を急ぎ、内容的にも、文章表現においても、読めば読むほど自己嫌悪に陥り、何度も丸めて棄ててしまいたいという思いに駆られる文なのですが、反差別論形成の一翼を担えればと読者の皆さんのお忍耐にすがり、清水の舞台から飛び降りるような思いで公にします。

本文の目次と反差別論序文での考案として示した目次はかなり食い違いがあります。後から気がつき補足した面もあるのですが、力足らずかけなかつたということがほとんどです。

そもそも、この反差別論序説草稿は、見取り図として一つのたたき台として出す、その

ような位置づけしかもち得ないと思っています。多いにたたかれ、また、別の形で見取り図を出していただき、そして各論的に出していること・出されていくことで、相互批判を積み重ねる中で、さらに、討議の場や反差別論の研究会を開いていきながら、共同作業として、反差別論の深化を勝ち取れたら、その中で、反差別論の深化と広がりを獲得したらとの思いを抱き続けています。

読者の皆さんへの批判を請い願っています。

1992年10月21日

三村 洋明

第二版の序

今回、ワープロからパソコンへの転換のために、新しい版にしました。ただ今回も、編集は最小限にとどめました。直したのは一つはこの間転換した書き言葉から話し言葉への転換です。また記号的に整理できていなかった<差異>—「差異」—“差異”の箇所を<差異>—{差異}—“差異”と変更しました。命名判断の「差異」という表現の「 」が、一般的「 」の使い方とごっちゃになっていたのを、{差異}と表わすことによって少しほんわかになりました。さらに、形態論の「(本)融和」の項をかなり書き改めました。その他、明らかな誤記、分かりにくく文の直しです。そして、以前途中で文を配布する際に添えた、「(付録)『反差別論序説草稿』配布にあたって」という文を付け加えました。

つい最近「障害問題のパラダイム転換」という文を書きました。言葉の使用というところからきちんとといかなくてはという思いで書いた文です。それに沿って、文を全面的に書き改める必要も出てきているのですが、そもそもこの文 자체が全面改稿が必要になっていることがあります。それでも、議論のためにあえて出していくこととして位置づけているので、「障害者」という言葉を「 」でくくるということにとどめました。

この文の直し、書き加える必要なところは多々出ています。いくつか列記しておきたいと思います。最初の編集し配布してから、2年以上になります。その間に、フェミニズムでは、構築主義の立場から、性ということ自体が物象化されていることとして、脱構築していく論考が出ています。障害問題とも類比できることがあります。色んなところで援用していますが、そのあたりが、この文を書いた時点では書けないでいました。この第1章は「本質」論というテーマになっていますが、これもフェミニズムでさかんになされている「反本質主義」という流れからすれば書き改めるところですが、元々「 」をつけていたのをそのままにしました。「(付録)『反差別論序説草稿』配布にあたって」にも書きましたが、差別各論の中に障害問題の項目を設けていません。そのあたりも改稿したいとの思いがありますが、やりえていません。民族問題についての文もいくつか読んでいましたが、それも活かせていません。書き下ろしの中で書いていた、ダーウィン進化論に関する文を中途半端な論考になっていると、初版では省いたのですが、その後、生物学のパラダイム転換

というような内容の文も読みながら、改めて書き加えたい思いも出てきていますが、果たせませんでした。アメリカ先住民のある部族には、「吃音」に相当する言葉がないという問題も、今事実関係自体が疑われています。それに関するコメントは「吃音ノート」で触れているのですが、これもここでは重複するので省きました。後、全体的状況分析で、世界システム論に関する文、ネグリ&ハートの『<帝国>』などの状況分析なども活かす必要もあるのですが、これも果たせませんでした。

これは、過去の文章の復刻版をだすための一連の作業の中で出しました。これで、一応過去の文書の整理を終え、これから新しいもう一步踏み込んだ作業に入りたいと思います。この文書も、「草稿・序説」を外した形で書き進める作業につなげていきたいと思っています。

2004年10月21日

第三版の序

第二版を出して、その不備を早急に改めるということを言いつつ、そのままにしていました。

それは、主に二点です。

三章(一)、この中に障害差別という問題を入れ込み、独自の項目を立てなかつたという不適合の問題です。

序説草稿にも残していますが、最初の案ではちゃんと障害差別を節として入れていました(障害者差別という表現ですが)。なぜ変えたのか、節できちんと各論を網羅できない中で、わたし自身の当事者性の問題を特別視するということを避けるという変な意識が働いたこともあったのですが、問題なのは、障害差別の土台的なところで、労働力の価値を巡る差別があるということを押さえたことはそのまま使えるとしても、他の側面、障害差別が国民統合にパターナリズム的に使われるとか、そこで天皇制が国家のパターナリズム承認的に機能しているところでの身分差別とのリンクとか、他の差別、とりわけ人種差差別ともリンクする優生思想との関係とか、意識的文化的なこと、そして政治的・文化的性格ということを抜け落としていたことです。やはり独自の節として別立てすることでした。そのことは本文の中でも、触れています。

もうひとつの 本質 という言葉についてです。

これは、当時から違和を感じていたのですが、他に言葉がみつからず括弧を付けて使っていました。ポスト構造主義の本質主義批判などとリンクしている中でもはや使えないとも考え始めました。そういう中で、デリダなどにあたり、改訂のテーマになっていたことです。今日的には 根源的 や 関係論的 にという言葉を使っていくことだと考えています。で、今回 根源的総体論 ということばにすべて置き換えています。

実は、反差別原論を書き始めようとしているので、そこで全面的改稿というより、新しい展開に入ることなのですが、草稿という形で『反障害通信』に書いていくので、時間が

かかりそうです。とりあえず、不備の分だけ、校正してホームページに載せておくための第三版です。

2016年6月23日

もくじ

序

第二版の序

序文（反差別論草稿序文）

- (一) なぜ差別を問題にするのか？
- (二) 「反差別運動」を巡る情況
- (三) 共同作業への提起
- (四) 反差別論草稿構案

第1章 差別根源的総体論

第1節 差異論

（はじめに）

（補注）物象化論について

- (一) 序（<差異>—{差異}—“差異”）
- (二) <差異>—{差異}
- (三) {差異}—“差異”もしくは<差異>—“差異”

（補稿）差異論補稿

第2節 差別の創成史

第3節 差別の三つの性格

- (一) 三つの区分
- (二) 経済的性格
- (三) 政治的性格
- (四) 文化的性格
- (五) トータルな観点と色々な分節化の作業

第2章 差別形態論

序節 根源的総体論と形態論

第1節 絶対的排除と相対的排除

第2節 差別形態論各論

（はじめに）

（イ）抹殺

- (ロ) 隔離
- (ハ) 排除
- (ニ) 抑圧
- (ホ) 融和
- (ヘ) 同化

(補稿) 差別は軽くなったのか？ 解消する方向で進んでいるのか？

第3章 差別各論

(はじめに)

- (一) 生産手段の所有からの排除と労働力の価値を巡る差別
- (二) 障害差別性にまつわる差別
- (三) 性にまつわる差別
- (四) 「身分」差別
- (五) 民族・人種差別
- (六) 政治的（経済的）力関係によって形成された差別

第4章 反差別運動論

第1節 人権論

第2節 融和主義

第3節 政治利用主義

第4節 反差別運動論

(付言)

(あとがき)

(付録) 「反差別論序説草稿」配布にあたって

序文（反差別論草稿序文）

(一) なぜ差別を問題にするのか？

この「吃屹」でなぜ反差別論を論じようとするのか、ということから話を始めます。これまで、私は「吃音の問題などはない、差別の問題としての吃音者の問題があるだけだ」と論じてきました。

ところが「差別とは何か」ということが「差別」という言葉が古くからあるにもかかわらず、ほとんど語られて来なかつたという壁にぶちあたります。「差別」ということが倫理主義や人権論で当然に悪いこととされ、それで終わっていたのです。差別は「自由、平等、博愛」というブルジョア民主主義のワク内でしか語られて来ませんでした。

だから建前としては「差別は悪いことだけど・・・」というところで、その裏で、「仕方がない」「人間の本能だ」「自然の捷だ」等ということがまかり通つて来ました。それが本音として深く浸透してきました。

一方で、差別が「あれかこれか」とか「あれもこれも」的にしか論じられず、更に「個々の差別を差別一般として論することはできない」という意見さえ見られます。

逆の視点からとらえてみます。

我々は日々「色々」な問題をかかえています。その問題が如何なる問題で如何に解決していくか、と考える時、それを根源的（ラジカル）にとらえ返す作業をしていく時、そのラジカルさが徹底すればするほど、変革がつきまとう不定さ（アモルフ）への不安故に、又、その変革への反動（リアクション）への恐れから、その作業を放棄してしまう傾向があります。そしてその問題を「運命」とか「宿命」とか「自然の掟」としてとらえてしまうことが起きます。人と人との関係を物と物の関係として、社会的なことを「自然」的なこと、歴史的相対的なことを絶対的自然法則として（物象化して）とらえてしまいます。

そしてそのような中で、その「色々」な問題に、耐えるというかたちで甘んじてしまったり、気持ちの持ちかたを変えることで「解消」しようしたり、他者の痛みを慰めの対象にしたり、更に甚だしきは自分が抱える問題の解決を他者への転化というかたちで計ろうとします。

私達の抱える問題は、差別ということをキー・ワードに読み解き、根源的にとらえ返せば、それら「個別の」差別が関係性総体の問題としてとらえられ、その歴史的・社会的相対性が見えてきて、決して永遠の絶対的原理ではなく、解決できる、解決すべきこととしてとらえます。

我々は自分達のかかえる「色々」な問題を解決したい、だからその問題がいかなる問題であるかとらえ、その解決の道を見いださんとします。そのような実践に開いた反差別論として提起したいのです。

（二）「反差別運動」を巡る情況

我々が、「差別」という言葉を語る時、時々それがタブーになったのでは、と感じことがあります。

そのことには三つの要素（モーメント）があります。一つは、社会を変革しようとする運動の混迷です。そしてその混迷にも反差別論の貧困が関与しています。

七〇年代後半の春闘のスローガンに「弱者救済国民春闘」と挙がったことがあります。これは組織労働者達が、自らが弱者ではない、という中流意識の蔓延にとらわれ、かつ「弱者」たる被差別者に「同情」的心情を働きかせるという、「自らの被差別をとらえられない者は差別者として現れる」ということを如実に示しているスローガンです。

そのことと通じて、反差別論の中で語られる、「差別とは階級支配の道具である」という主張があります。この論、そして「私有財産制の属性論」は、いずれも階級がどのように生まれたのか、という問い合わせを欠落させています。差別のゲネシス（創成史）をとらえれば、この転倒が明確になります。階級ということを差別ということから展開しえるのです。また階級ということが、差別ということでとらえられないのは、労働力の価値を巡る差別が差別としてとらえられない、ということがあるからと言えます。生産性の論理、

近代合理主義の論理へのとらわれが広く浸透しています。

もう一つは、人権論一倫理主義の普及の問題、しかもそれが本音と建前の分離をもたらしているという問題です。

そもそも人権論は資本主義の創成期の理論であり、土地に縛られていた農民らが、労働者として、資本の下へ「広く等しく包摂されていく自由」の論理でしかありません。

「人は皆同じである」という論理は、人が一人一人「違う」という論理を抹殺していきます。その論理の上に人の物化が進みます。更に {差異} が浮かびあがった時、その浮かびあがる構造をとらえきれず、それに応えうる論理になりません。だから、本音と建前の分離が進みます。人権論それ自体のなかに、差別の論理を内包しているのです。

差別の問題が現在的にとらえにくくなっていることの三つ目のモーメントは、差別が絶対的排除の性格の強い差別から相対的排除の性格の強い差別へ現在的に移行し、その相対的排除が差別としてとらえられないという傾向の問題があります。

そして差別の建前の根拠が能力主義に転化し、能力主義が労働力の価値を巡る差別であるということが、とらえられていないという問題もあります。

そのことは「障害者」差別について見れば、問題が明らかになります。かつての「あれもこれも」式に論じた差別に関する古い本には、「障害者」差別の項がありませんでした。差別が差別としてとらえられていませんでした。いわば差別が当然のこととしてとらえられていました（その論理は「差別ではない区別だ」という論理でしょうが）。「障害者」運動の推進のなかで、現在的に、そのような「あれもこれも」式の本で「障害者」差別の項を外す人はいません。ですが、「障害者」差別を論ずる人の多くが、未だ「不当な差別」を問題にしているだけです。能力主義にとらわれて、その能力主義の論理が差別の論理である、ということをとらえていないのです。これは「労働」という範疇 자체をとらえかえす作業抜きに明らかにななりません。

反差別の理論の形成は、既製の概念を総て洗い直すこと抜きには、何も生み出せはしません。

(三) 共同作業への提起

これらの情況の中で、私達は反差別論の理論的深化の必要性を痛感しています。そのようなこととして長年構案してきた、反差別論の文章化の作業に踏み込もうと思います。

これらのこととは、私の個人的展開力を捨象したとしても、もとより私一人でなしえることではありません。共時的、通時的共同作業として、読者諸氏の批判とそしてなによりも、何等かの共鳴を感じられる人の具体的討論、文章化の作業を含めた参加をお願いしたいと願っています。

私自身もまだ基礎的な学習においても空白的部分をかかえ、まだ勉強を始めたばかりという有り様です。そのような状態であえて、部分的とはいえ文章化の作業に踏み込むのは、私の理論は運動のための理論であり、被差別者が日々傷付くことに猶予はなく、反差別の運動に猶予はない、そして、その現実の余りにも理論的貧困情を見るととき、たとえ試行

錯誤故に、幾らかの混乱を引き起こそうとも、私の理論を開示することにより、反差別の運動の前進を勝ち取ることができるのでは、という思い故です。

最初もっと準備を重ね、反差別概論という形で公にしようと思い続けていましたが、以上の経過で、敢えてまとめ切れぬまま、反差別論草稿という形で出します。批判一対話願えたら幸いです。

(四) 反差別論草稿構案

反差別論草稿の構案を、その共同作業への批判を受けるために開示します。

反差別論草稿は第一部は差別根源的総体論で、その第1章は差異論から始めます。<差異>が{差異}として浮かび揚がり、差別の根拠としての“差異”として転化する構造を、物象化論として展開します。差異を『資本論』の「商品」に比する端緒（ファング）として展開しようとする試みです。第2章は差別のゲネシスから差別の根源を探ろうという試みです。これは分業論へ至りつくだろうという思いがあります。また文化人類学的論考からダーウィン進化論とその人間社会への援用への批判を内包します。第3章は性格づけ的分類として経済的、政治的、文化的という3つの性格について展開し、その関連についても展開しておきます。第4章に第一部のまとめとして、差別の根拠としてあがってくる論理について述べその批判を試みます。第5章は今までの差別の「根源的総体論」に関する論攷を整理し、その批判を試みます。第二部は差別形態論です。序章でなぜ形態論をとりあげるのかを問題にしておきます。差別の形態の違いが、差別の「根源的総体論」と混同され、差別の重い軽い論や、共感の否定へつながり、「あれやこれや」「あれもこれも」式の差別論へつながり反差別の共同の闘争が作りえない現実を押さえ、そのことを形態論的視角から切り込んで置こうという試みです。それは第1章から相対的排除、絶対的排除という大まかな形態の違いについて展開し、第2章で抹殺、隔離、排除、融和、同化、という個々の形態について展開します。

第三部は差別各論です。ここでは、歴史的に「あれもこれも」式に展開されてきた、「個々の」差別について、第一部の根源的総体論的視角をおさえ、「あれもこれも」式の論攷を越えていくこととして展開を試みたいと思っています。

第四部は反差別運動論です。その1章は根強い融和主義へのとらわれを批判し、第2章は人権論、倫理主義が現在の社会の論理—資本主義の論理に規定されていることを展開し、人権論そのものの中に差別の論理を内包していると指摘し批判します。第3章は歴史的に反差別運動がとらわれてきた政治（利用）主義にたいする批判と、その批判を「根源的総体論」的批判から掘り起こしてなしておきます。かかることとしてその批判の上にたつて最後の章—第4章として私達の新しく生み出す反差別運動論を展開します。それは第一部からのまとめであり、結論であり、被差別者の解放を成し遂げる実践的運動を開示し、将来を展望することとして示しえたらと思っています。

以上目次として呈示すると次のようになります。

反差別論草稿

第一部 差別「本質」論

序章 端緒（ファング）としての差異

第1章 差異論

- 1節 <差異>—「差異」—“差異”
- 2節 <差異>について
- 3節 <差異>の「差異」への転化—物象化
- 4節 差別の根拠としての“差異” 一価値判断
- 補論 近代知の地平を超えて！

第2章 差別の創成史

- 1節 分業と差別
- 2節 分業と私有財産制
- 3節 差別の創成史
- 補論 ダーウィン進化論とその人間社会への適用批判

第3章 差別の三つの性格

- 1節 差別の三つの性格
- 2節 経済的性格
- 3節 政治的性格
- 4節 文化的性格

第4章 諸々の「差別の根拠」批判

第5章 諸々の「本質」論批判

第二部 差別形態論

序章 「本質」論と形態論

第1章 相対的排除と絶対的排除

- 1節 絶対的排除
- 2節 相対的排除
- 3節 相対的排除と絶対的排除

第2章 諸々の形態

- 1節 抹殺
- 2節 隔離
- 3節 排除
- 4節 融和
- 5節 同化

第三部 差別各論

序章 「本質」論と各論

第1章 労働力の価値を巡る差別

- 1 節 生産手段の私的所有からの排除
 - 2 節 労働力の価値を巡る差別
 - 3 節 職業差別
 - 4 節 学歴差別
- 第2章 障害者差別
- 第3章 女性差別
- 第4章 「身分」差別
- 第5章 民族・人種差別
- 第6章 地域差別
- 第7章 補論
- 第四部 反差別運動論
- 序章
- 第1章 融和主義批判
- 第2章 人権論批判
- 第3章 政治（利用）主義批判
- 第4章 反差別運動論

よく「理論と実践」という言い方がされます。そして、往々にこれらが分離する傾向があります。そして「理論」を問題にする人で、「為にする論争」をしている人がいます。即ち、論争することが趣味であるとか、論争で人を打ち負かすことに快感を覚える、という風な人です。

私にはそのような傾向は全くないとまでは言えませんが、少なくとも運動のための理論として目的意識をもって理論深化を成し遂げたいと思ってます。

この文章化は私の九年前の事件、差別者としての、そして被差別に於いて屈服したことの総括作業としてありました。四年前の今日、その総括の文章化として一冊のパンフを出しました。そのパンフは公にしえなかつたのですが、その中で、反差別論の貧困的現状と理論的深化の必要性について述べ、この文を書くことを予告しました。

それから少なくとも意識的には、私の生活の中心はこの文を書くこと、そのための学習にありました。この宿題を抱えて、何かあつたら「死んでも死に切れない」という思いの中で、焦りいらだち続けていました。やっとその緒に着けたという思いと、見通しの暗さ故の不安の中で、試行錯誤を繰り返しつつ、公にしていこうと思います。

学習しつつ文章化するので、かなりの時間を要します。まず、反差別論序説草稿として書き始めます。

はじめに

序文において構案を示しました。そこで既に書いたように、全文を私独りで仕上げるの

是不可能で、共同作業への提起という意味をもこめて、できるだけ早く実践のために開示したいということも有り、序説という形で大まかに見取り図的に示しておきます。

そのような主旨で序文に示した目次に一様沿って展開しますが、序文で示した部は本稿では章、章は節、節は項に当たります。

第1章 差別根源的総体論

序節 差別を巡る三つの神話

差別とはなにか、何故差別が起きるのか、と問い合わせていった時、突き詰めれば三つの神話として示しうるでしょう。

一つは、「人にはいろいろな差異がある。だから差別が起る」、ということです。もう一つは、共同体の同心円的排除の構造と言えることで、「人は自分、家族、親戚と同心円的に共同体を形成し、そのことから排除の構造も生まれます。差別とはそのような人の自然性に根差している」という神話。そして三つめは、「人には美意識があり、そこから差別的心性が起きる。人の好き嫌いはなくならないように、差別もなくならない」という意見です。

(1) 一つのことに関しては、社会ダーウィニズムとして尤も端的に現れています。人と人の関係性において現れる {差異} を自然的なこととしてとらえ、しかもそれを絶対的法則性としてとらえることとして押さえます。これに対しては {差異} とは何か? と繰り返し問い合わせることになります。これに関する反論はすぐ後に述べるのでそこに譲ります。

(2) これに関しては赤坂憲雄氏の共同体の同心円的排除の構造は定着農耕民に特有なことで、他の部族にまで援用できない、従って自然性の問題ではなく、一つの文化に拘束的なことである、という指摘。

更に家族の形成が共同体の形成の後であるという、文化人類学的論攷による指摘。更に排除の初期的形態は必ずしも差別という形態をとるのではなく、両義性をもった水平的排除であること。更にそれが上下意識を伴ったこととして転化、固定化、強化することに於いて利害の問題があること、そもそも利害の問題が起きてくるということ自体が問題になるのではないでしょうか。これについては、2節の差別のゲネシスで幾らなりとも詳しく展開したいと思います。

(3) 美意識の問題は美意識における価値判断ということほど曖昧なことはありません。各個人でまちまちであることとした上で、更にその文化拘束性、歴史的相対性を指摘しておきます。更に美意識と言った場合に現実にはトータルな視点でとらえられているのに、論じられる時には視覚に偏重したところで語られることを押さえ、更に美意識の価値判断は上下意識が希薄であり、絶対性を余り持たない価値判断なのに、そのことが絶対性の強い価値判断と区別なく論じられてきたということも押さえておく必要があると思いますか。

(2) (3) は (1) の {差異} をめぐっての論攷に通じています。従って反差別論の端緒 (ファング) を差異論として展開始めます。

第1節 差異論

メンミは差別論のもう古典とも言いえるその著書『差別の構造』のなかで「差別主義とは、現実上の、あるいは架空の差異に普遍的、決定的価値づけをすることであり、この価値づけは、告発者が己れの特権や攻撃を正当化するために、被害者の犠牲をも顧みず己れの利益を目的として行うものである。」と書いています。彼の功績は差別を利害の問題として突き出していることです。しかし彼は差異ということについてもう一步踏み込んだ論考をなしません。

問題は「現実上の差異、あるいは架空の差異に」というとらえかたです。それは初期の反差別論で語られてきた「ゆえなき差別」という論理にも通じています。私も最初そのようなとらえかたをしていました。そこで「現実上の差異」を自然的差異、「架空の差異」を社会的差異ということでとらえようとした。しかし、自然的差異ということ何かということが問題になります。それを、私は身体的差異—非身体的差異の概念で説明しようとしました。そこで身体論的な論攷を少し当たったところでそのような区分はできない、ということに気付きました。「身体とは関係性の分節である」という命題に突き当たり、それに同調していきました。

身体を皮膚界面で引いて切っていくと、色々の問題に突き当たります。いわゆる身体の延長性の問題です。例えば、服やメガネが身体の一部として現れます。又、「視覚障害者」にとってつえは身体の一部となり、杖を握っている手ではなく杖の先に触覚を感じると言われています。このことは熟練した技能者にとって道具がまさに身体の一部となり、彼らにとって道具と対象物の接点まで身体が延長します。更に下肢を切断した人は、切断したはずの足の先に痛みを感じることがあります。問題はもっと広がります。音声言語は身体の一部であるのか否か。視覚は対象物—光—眼球—視神経—脳という体系の中で成立します。しかもその体系は単に求心的とは言えません。ならば皮膚界面での切断にどのような意味があるのか、どこで切断しうるのかという問題になります。

問題は実体主義的な認識論にあるのですが、そのことは後述することにして、この身体論における「身体とは関係性の分節である」という命題は、「自然」ということのとらえ返しにも至ります。

我々は「自然」ということでとらえることを、超歴史的、超社会のこととして、いつどこでも同じこととしてとらえられると思い込んでいます。そのことが歴史的・社会的相対性のなかにあるということに思いも及ぼません。

例えば、英語圏において犬の泣き声はバウバウ、猫の泣き声はミュミュなのに、日本ではワンワン、ニヤニヤととらえられるのか。また「色覚障害」ではなく、虹の色が7色ではなく5色にとらえる人達がいること。アメリカ先住民のある部族において‘どもり’に

相当する言葉がないこと、即ち吃音が異化されない文化があるということ。

このことは我々が「自然的」ととらえることが、実は文化拘束的であるということを示しています。「自然」とは「歴史化された自然」にすぎません。

このことは「人と人との関係（社会的関係）が、物と物の関係（自然的関係）として現れる」という、物象化の問題です。

私の展開する差異論、そして差別の根拠としての差異—“差異”批判の内実は物象化論として進みます。

(補注) 物象化論について

物象化ということを簡潔に展開している文があります。

「人と人との社会的関係（この関係には事物的契機も媒介的・被媒介的に介在している）が、“物と物との関係”ないし“物の具えている性質”ないしはまた“自立的な物象”的現象する事態」（廣松渉『物象化論の構図』）。

予備知識の無い方には不明瞭なので、物象化論の歴史という形で補足します。

‘物象化’に近い概念に‘物神化’という言葉があります。‘物神（Fetisch）’という言葉を最初につかったのは、ド・プロスといわれています。原始宗教の「物」を神とする心性をとらえた論攷です。マルクスはこの「物神」という概念を『資本論』「第1章第4節商品の物神的性格とその秘密」の中で援用し「人間にたいして物の関係の幻影的形態をとるのは、人間自身の特定の社会的関係であるにすぎない。したがって、類似性を見出すためには、われわれは宗教的世界の夢幻境にのがれなければならない。ここでは人間の頭脳の諸生産物が、それ自身の生命を与えられて、相互の間でまた人間との間で相関係する独立の姿に見えるのである。商品世界においても、人間の手の生産物がそのとおりに見えるのである。わたしは、これを物神礼拝と名付ける。」「彼らの（生産者の）労働自身における人々の直接に社会的な諸関係としてではなく、むしろ人々の物的な諸関係として、また物の社会的な諸関係として現われるのである。」。『資本論』は全編この物象化—物神化という概念で貫かれています（これに関する論攷は廣松編『資本論を物象化論を視軸にして読む』があります）。

このマルクスの物象化—物神化論を受けて展開しようとした人にルカーチ（『歴史と階級意識』）がいます。だが彼はマルクスが超えんとした近代知の地平に逆戻りしてしまいました。彼の「階級意識」は青年ヘーゲル派のブルノー・バウアーの自己意識のエピゴーネン（亜流）にすぎません。彼は結局近代知の実体主義にとらわれています（これは廣松氏の指摘です。私はブルノー・バウナーをまだ読めていません）。

さて物象化論の歴史の総てを語る力は私には毛頭ありません。

ただ、次ぎのことは指摘します。

ルカーチ以降スターリニズムのマルクス主義への凌駕は、物象化論の歴史を空白の時代にしました。スターリニズムの弁証法は物神化そのものであり、自然弁証法を弁証法の基

礎（土台）としておくという論理からは、物象化という視点は出てきません。

現在、物象化論はマルクスの物象化論を「認識論的に掘り下げた」廣松氏の論攷を一つの突出点としているところとらえられます。氏は心理学でいう地一図というところから、「図として浮かびあがる」一異化ということを物象化の端緒一根源としてとらえています。そして言語がそのような異化というところで成り立つ以上、何等かの物象化から逃れることはできない、人は色眼鏡を通してしか世界をみれない、と展開しています（念のために一これは差別はなくならないという論拠にはなりません—これについては後述します）。問題はそのことを対自化しているかどうかではないでしょうか。

これまで物象化ということと、物神化ということをほとんど区別なく論じてきました。私なりにそのことを整理しておきます。そのことの中に差異論の重要な問題点が孕まれていると思うからです。

物象化とは、広義には物神化も含んだ総体を指しますが、狭義の意味では異化の段階をいいます。いわゆる命名判断の段階です。尤も命名判断と価値判断が明確に分かれる訳ではありません。命名判断は価値判断に付きまとわれます。ただ、狭義の意味での物象化の段階では、価値判断が固定化していないとか、両義性を有しているとか、排除の場合も水平的排除として示されるとか、逆転する、流動性をもっているのに対し、物神化は、価値判断が普遍性を有しています。価値判断が、共同主観的に固定化され、広がりを持っている、として示し得ます。

後論のために、記号を援用して示せば、狭義の物象化は<差異>→{差異}で、物神化は<差異>→({差異}→“差異”、(<差異>→“差異”もしくは{差異}→“差異”)として示し得ます。

<差異>とは第三者的にみて異化する以前の差異、差異と表現できない差異で、{差異}は異化しているけれども、まだ絶対的な価値判断につきまとわれていない差異です。

“差異”は普遍的な一絶対的な価値判断にさらされている差異で、それが価値判断の下位の者に向けられるとき、差別の根拠としての差異として示し得ます（このような記号論的論攷はそもそも物象化にのって、超えるべき近代知一実体主義に妥協した表現になっています。そのことについては、本論にて、又別の補注にて展開します）。

さて蛇足になることを恐れますが、一言書き添えておきます。

私の文章にはたびたび引用が入ります。そこでどこまでが、正しいそのままの引用で、どこからが解釈的引用、そしてどこからが私のオリジナリティか曖昧になってます。

できるだけそのことを明らかにしたいと思いますが、そもそも自分のオリジナリティとは何かという時、自分が気付かない内に他者の理論を吸収している場合があります。そしてよく吸収しえていればいるほど、自分のオリジナリティと区別がつかなくなるのではないかでしょうか。

そして「学問的」なところで研究し文を書くときには、その辺のところは厳密にしなけ

ればならないでしょうが、そもそも私は「学問的」成果など問題にしている積もりはなく、実践にひらかれた、共時的、通時的共同作業としてこの文を書いています。だから「誰の学問的成果なのか」などということを問題にするつもりはありません。

そもそもオリジナリティとは従来の理論にほんの少し上乗せしたこと、もしくは従来の理論をより多く吸収することによって質的变化をもたらす類いのことではないでしょうか。

さて私の差異論のモチーフは物象化論から得ています。それは当初はマルクスの『資本論』から出発し、そしてルカーチの物象化を経て、廣松渉の物象化論へ至ります。だが私が廣松物象化論をどこまで理解しているか、疑問です。彼の単行本は編集、対談を含め三十冊にも及びます、その他雑誌に載っている論文も数えられません。それを読めば読むほど、その広がりと深さに驚嘆し、自分の基礎的学習の欠落と、自分の理解の浅さを繰り返しとらえ返していくことになります。

言うまでもなく、私が廣松氏の物象化論を援用して差異論を展開しようとしていると言っても、それを正しく援用しているとは限りません。その否は言うまでもなく私にあります。

そして引用する著者の理論を十分に理解しえないまま、その人の名を出すことは、その人に対する誤解を招いてしまうという結果をもたらします。

そのようなところで、他の人の引用の場合も、敢えて時としては誰の言辞か曖昧なまま、自分なりの解釈も含めつつ、理論的展開をなしていきます。

そのようなこととして含みおき頂きください。

(一) 序 (<差異>—{差異} — “差異”)

ここでは、差別の根拠としての差異（これを記号を援用して“差異”と規定しておきます）を批判するのですが、その前に何故、差異がとらえられるのかが問題になります。

これも記号を援用して{差異}としておきますが、{差異}と“差異”を区別するのは、命名判断と価値判断の区別です。命名判断と言っても、価値判断を持たない訳ではありません。ただ、価値判断の多様性——義的ではないということで、反差別論を論じる上で問題になるので、命名判断ということを敢えて指定しておきます。

さて、差異を論じる時、一般的には差異ということは、同一性がとらえられることを前提にしているととらえられています。だから差異の認識の前に何故同一性の認識が起こるのか、可能か、ということを指摘する人がいます。だが、ここで問題になっている差異は実は相異ということで、それ以前に異化としての<差異>—{差異}が問題になります。

異化とは、ゲシュタルト心理学で用いられる、地—図の関係で、図として浮かびあがるということを想定してもらえば良いと思います。

蛇足とは思えますが、一つだけ補足しておきます。<差異>—{差異} — “差異”とかいっても、<差異>が実体として自己展開して変遷するということではありません。これについては後に詳しく述べるので、<差異>の説明と共にそこに譲ります。

(二) <差異>一 {差異}

さて問題になるのは、この異化ということをどうとらえるのかということです。異化を誰にでも同じように起きる、自然的なこととしてとらえがちですが、例えば、虹を7色ではなく5色に見る人たちがいること（いわゆる「色覚障害」の問題ではなく）、犬の泣き声が日本ではワンワンととらえられるのに、英語圏の人達にはバウバウととらえられること、アメリカ先住民には吃音に相当する言葉がないこと、即ち吃音が異化していないらしいこと、そもそも言葉の違いが何故生じるのか、という問題。

では何故、そのような違いが生じるのか、思い切って発想を転換すれば、ある一つの文化圏で何故同じような異化が生じるのかということが逆に問題になります。

ここでは生物学を論じる積もりはありません。だから、人が言葉を持つ動物であるという前提から出発します。

言葉の獲得は異化と相即的に起きます。パロールとしての言葉が、文字通り言葉になるためには、それが共同の確認をされることが必要となります。そして一つの文化圏が形成されるということは、サンクションを通じて、共同化が獲得されるということです。新たな参入者、子供の言語の獲得、社会化もサンクションを通じて共同主観性が獲得される（押し付けられる）ということを意味します。

人が言語をもつ動物であるということは、より高次の共同主観性が獲得しうるということを意味し、「協働」する動物であるということ、人が「社会的動物」であるということにつながります。

ここで問題なのは、その異化ということが、固定化されるなかで、自分達の異化が他の文化圏（「他の」ということは空間的な意味だけではなく、時間的な「他の」も含みます）の異化と違うことがあるということをとらえきれず、絶対化してしまうことです。

そしてその異化の構造 자체を習慣的に獲得（これが物象化ということでしょう）し、絶対化（これが物神化）してしまいます。

他の文化圏の人達と出会った時、それに搖らぎがもたらされます。尤も絶対化しているところで、又「力」の差がある時、「優位の」圏の人達は他者に「未開の」というレッテルをはり、力で自分達の価値観を押し付けるところで、「文明の」人達には搖らぎが希薄です。

そのことは子供の社会化にも言いえます。時々子供の疑問や回答の中に、なるほどという驚きをもった疑問や回答があります。自分の認識の構造を絶対化した大人達は、子供にサンクションを通じて、共同化、同一回答化させてしまいます。

その道筋ということをもう少し掘り下げてみます。

一つは異化ということの習慣的同一化の中で図ということが物象化して、物として、即ち実体としてとらえられるようになること。

近代を生きる私達は、日常、実体主義的な世界観の中で生きています。そして、それに疑いを抱こうとはしません。

勿論、そこに言語ということが介在しているというより、言語抜きに考えられません。

言葉の獲得自体が物象化を意味する以上、物象化から逃れられない。しかも、ヒトの知覚における視覚の優位性もそのことを相乘します（例えば、触覚の場合は、地一図の反転が起きやすい、何かを握っている時、しばらくするとその場所で「何か」を感じるのではなく手の方を感じることがあります）。

ですが、異化と実体化の間には断絶があるのではないでしょうか（カオス的な中で一回的な異化一固定化しない異化と、固定的・習慣的な異化の間の断絶）。しかも物象化と物神化の間にも断絶があるはずです（取り敢えずは、その遮断も問題になります）。その物象化の相対化、その文化拘束性をとらえることが問題になります。

さて、実体主義批判の話に戻します。

また幼児を引き合いに出します。しかも言葉を獲得する以前の幼児です。我々大人からすると、人の表情をどのように読み取っているととらえているでしょうか？

おそらく顔があつて、その顔の中に目、眉、鼻、口があり、その動きで表情をとらえる、と一般的意識があります。ところが学者達の研究では、どうも違うようです。幼児は、「顔」があるとか、「目」があるということをつかむよりも、先に表情を感得するようになっていくようです。言わば、「場の表情感得」ということがあるようだ、となっています。即ち実体化以前の相、ということが設定される、ということです。

この実体化ということの問題は別の視角からも説明できます。

例えば、妻という概念です。妻というのは実体ではありません。妻というのは夫という概念があつて初めて成立します。「でも」と、反論されるかもしれません。「妻というのは実体としてないかもしれないが、その核として女という実体を挙げることが出来る」と言うひとがいるかもしれません。ですが、女は男の対概念です。それがこんどは、ひと他の動物、動物一植物、・・・・と無限に入れ子型に広がっていき、結局、<そのもの>としか表現できないことに収束します。

この<そのもの>をカントは物自体と表現しています。ですが、既にカント批判がそのことを様々な形でなしてきたように、物自体とは論理的抽象にすぎません。

<そのもの>はないなどと言っているのではありません。

<そのもの>は現象一実際に我々が、「それ以上のもの」「それ以外のもの」一としてとらえている現相から措定したこととしてあります。この<そのもの>と「それ以上のもの」「それ以外のもの」を切り離せない（「切り離せない」という表現自体が実体主義に陥っているのだが）こととしています。いわば函数の項的存在です（項は函数から切り離しても何の意味ももちません）。又、身体論で良く用いられる概念でいえば関係性の分節とか、網の目の結節と表現しうることとしてあります。それを先にもの一実体があつてそれが関係性を取り結ぶという錯認に陥ったのが実体主義であり、ものの世界観。それに対して我々は関係性一ことの先称性を挙げます。関係性を捨象したもの一実体はないという事（こと）の世界観をもつて近代知を超えるとします。

さて、今まで述べてきたのは、主客図式における、近代知の地平に妥協して言えば、

いわゆる「客体」の二肢性ですが、もう一つの二肢性を問題にしておかねばなりません。

我々がとらわれている近代の認識の構造としては、あるものがあり、それを我が意識として持つ。という言わば、対象—意識内容—意識作用（主体）という三項図式と言われる構図になっています。

そして、対象と意識内容の間を巡るズレについて、又、どのように、意識主体が意識内容を持ちえるのか、ということで、哲学として喧々諤々の論争が闘わされてきました（デカルトの心身分離、主客分離に始まると言われます）。

だが、いずれにしても、対象と意識内容—意識作用を独立して、実体化して、すでにあるものとしてとらえていました。問題はそれをどうむすびあわせるのか、だったのではないでしようか。

だが、それはそもそも、「主体」の側を、「他者」から切り離された個我とおくことから、来ているのではないでしようか。ヒトは社会化する、共同主観的にサンクションを通じて形成されることをもって人になります。その共同主観性を捨象して、「個」と「我々」の二肢性から切り離して、個を実体化したことによって、他者問題も含め近代知のアポリアが生じます。

「主体」の側とされる二肢と、「客体」の側とされる二肢を合わせて四肢構造となります。廣松渉はこの四肢構造論をもって近代知の地平を越えんとします（ただ、これも近代知へとらわれている認識に妥協した論理であると押さえつつ・・・）。

「対象」—<そのもの>は常に意味付けられてあります。その共同主観的に意味づけられたことを捨象し、意識作用一個に内自有化することで、即ち意識内容にすることで近代のアポリアに陥ったのです。

さて、話を差異論に戻します。

実体主義は差異を当然にあることとしてとらえ、差異があるから差別があるという論拠につながっていきます。

さて問題はこの差異、即ち、記号を援用して問題を明らかにするために、差異としてとらえられることは{差異}（近代認識論的に言えば意識内容としてとらえられる）、そして、{差異}として異化する以前の「もの」を<差異>と規定します。

<差異>は差異という言葉で表現することは妥当ではありません。{差異}が浮かびあがるところで論理的に演繹されたこととしてあり、<そのもの>としか表現できないこととしてあります。だが、<差異>は{差異}と切り離されてあるもの—実体ではない。

<差異>が{差異}として現れる、という表現をしますが、実は{差異}として現れたから、<差異>があつたと第三者的に措定したのであって、当事者意識としては、<差異>はない。<差異>→{差異}ということは意味懷胎するということであり、逆に言えば、<差異>は意味懷胎したことから、意味を捨象した論理的抽象です。そして意味懷胎ということは、共同主観的に同一化されるということであり、常に文化拘束的です。

話が、抽象的になってしまっているので、具体的な話として進めます。

アメリカ先住民のある部族では「吃音」に相当する言葉がない、とされています。そもそも研究の成果というのはあやふやで移り行くことではあります、そして「ない」という証明程難しいとは言えるにせよ、学説的には「吃音自体があるかもしれないが、それに相当する言葉がない」とされています。その論拠に乗って話を進めます（学問とはそのようなことでしかありません）。そのことはどういうことでしょうか、言葉がない、ということは言葉が人にとってどういう意味を持っているか—異化と言葉の密接な関係一を考える時、<それ>を共同主観的に異化しない、ということとしてとらえられます。ここで<それ>という表現を用いましたが、あくまでも<それ>を「吃音」として異化している者からとらえて、<それ>という意識があるので、異化していない人達には<それ>自体もありません。

もう一つ、私の知人でサモアに海外青年協力隊で数年をすごした「吃音者」がいます、彼は「サモアでは吃音が問題になるか？」という私の問い合わせに「なるはずがない」ときっぱりと断定しました（その彼は何故か吃音の治療に熱心に取り組んでいたのですが）。

そのようなことは既に吃音学の中で言われていたことです。だが、そのことを文化の違いということで指摘しつつも、発達史観、進歩史観的なところで、人の自然性として物神化てしまい、吃音を異化しない文化—社会を将来作りえる可能性をとらえる、ということへは至らず、吃音学を超えなかつたのであり、治療学へ引き寄せられてしまいました。

そもそも障害とは何か、ということが問題になります。今、尤も流通しているらしい障害の規定として、WHO（世界保健機関）の

機能障害（impairment）

能力低下（disability）

社会的不利（handicap）

という定義があります。

この英語の日本語訳は苦心の意訳ですが、何故「機能」「能力」が異化したのかが問題になります。

「機能」とは人の標準的モデルを設定した上での概念であり、何故「モデル」が設定されるのかが問題になります。

「能力」においても然り、何故色々の「能力」のなかで、特定の「能力」が問題になるのか、そもそも「能力」ということが問題になる上で起きている比較ということが何故起きるのか、という問題に突き当たります。

例えば、「サリドマイド児」の三〇七名に意識調査した質問（質問の内容に疑問はあります）、「あなたは自分で不自由だと思ったことがありますか」「あなたは自分を障害児だと思ったことがありますか」に六〇%の「サリドマイド児」が「いいえ」と答えています。「生まれつきだから、手があるという感覚がわからないんです。・・・」と答えています。比較ということがないところで、不自由だとか不便とかいう概念はないのではないかでしょうか？

さてもう一つ、「聴覚障害者」の不便・不利という問題をあげておきます。「聴覚障害者」が音が聞こえない為に色々な不便があるということがよく言われます。私はどうもその不便ということが分かりません。例えば、言葉の獲得に困難がある、ということが言われます。確かに困難はあります。しかし、それは音声言語に沿った言葉の獲得の問題であり、聴者の中に如何に参加するか、ということでの困難です。また例えば手話が語彙が貧困である、と言われることにせよ、一方で音声言語への追随をしつつ一方で独自の文化としての手話を形成してきたという歴史性の問題だし、そもそも音声言語自体が自分の気持ちをストレートに表現しない、曖昧にするというところで語彙を増やしてきたという側面を考えると、かえって複雑化したことのマイナス面をさえ指摘できるのではないかでしょうか。

他の不利・不便の問題、例えば電車の乗り換えの問題とか、災害時の危険の問題にしても、それらのことは街を建物を乗り物を作るとき「障害者」のことを考えないで、作ったことから、即ち「障害者」を排除（差別）したところから、その結果から生じたことではないでしょうか。この文の最初に書いたように、誰が意訳したのか分からぬのですが、handicap を社会的不利と意訳したことの意味はここにあるのではないでしょうか、即ち、それは自然的な不利ではなく、人ととの社会的関係として作られた不利ではないでしょうか。

このようなことを書いていると、私のあげた例は「軽度の障害者」の場合の話であって、「重度の障害者」—「身辺自立の困難な障害者」の場合は当て嵌まらない、と反論する人が現れて来ます。これに対しては、そもそもなぜ人は「身辺自立」すべきという風におかれるのか、ということが問題になります。そのことをダーウィン進化論の自然淘汰説から、「弱者」は滅ぶべき者と、自然的なこととして説明しようとする人がいます。ダーウィン進化論—自然淘汰説自体の批判は別な場所に譲るとして、そもそも（単に動物としての）ヒトがなぜ（自然に働き掛ける）人になったのかということにおいて、それに反論することができます。

ヒトは「協働」する動物として、初めて人です。最初の「身辺自立」という概念を突っ込めば、そもそも近代人において「身辺自立」というのはありえるのでしょうか。例えば、いわゆる「文明人」をジャングルの中で独りで生活させるとしたら、一体何人生き残れるでしょうか？

「仮定は否定である」からそんな議論をすることは、無意味だと批判されるかもしれません。ですが、そもそも自然淘汰説を人間社会に援用すること自体が仮定です。ヒトが人として生き始めて、「自然状態で・・・」ということ自体が仮定でしかありません。「食べ物が少なくなつて、誰が生き残りえるか」という場合には「・・・」という仮定が成り立つならば、逆の「食べ物がいつも有り余っている状態では・・・」という仮定もなりたつのではないでしょうか。

少なくとも、人が「協働」する動物—社会的動物であると規定されるとき、何故「身辺自立」などという概念がもちだされるのでしょうか。

最初の方で、WHOの障害規定を紹介しましたが、「障害」—「障害者」規定は色々なされています。要約的に述べれば、「身体（肉体—精神と分離しない）の機能にまつわり、共同主観的にステイグマ（負価値）と規定されていること」と現在的には収束しているのではないでしょうか？だから私は、「障害」として異化されていること自体を問題にし、「「障害」はあるのか？」「「障害」があるととらえられるのはどういうことか？」と問い合わせを発し続けています。そういう意味で、「「障害」があるのではない、差別される者としての「障害者」がいるだけである」という提起をなしてきました。もっと厳密に言えば、「障害」があるととらえられるのは、<それ>を共同主観的に異化し、負価値とする構造があるということで、その関係を差別ということをキーワードに読み解こうとしています。そういう観点からすると、「「障害者」とは「障害者」差別を受ける者」という規定しか生まれて来ません。

さて、もう一つの私達の「社会的常識」に疑問を呈しておきます。それは「何故、比較ということが起きるのか？」ということです。

我々競争社会に住んでいる者は、そのことを当然のこととして、自然的な異化としてとらえていますが、果たして自然的な異化に発することとしてあるのだろうか。そのこと自体が問われるでしょう。

さて先取り的に異化ということ(<差異> {差異})を<差異>—“差異”として論じてしまっています。話が戻る形になりますが、そのことについて論じます。

(三) {差異}—“差異”もしくは<差異>—“差異”

{差異}を挟むのは命名判断を措定する論理的抽象だと既に述べました。現実的には{差異}は常に価値を付帯しています。問題はそれが一義的ではなく、流動的である場合がある（あった、ありえる）、ということです。

それは、ケガレという概念が最初有していた意味ということを巡って展開します。古代において貴一賤ということは明確に分離しえず、ケガレということで表現され、オソレということに通じていました。いわゆる垂直分離ではなく、水平分離と言われることです。ですが、ケガレは両義的であるが、価値判断がないということではありません。正負に反転するということではないでしょうか。それは例えば、「障害者」が政事の主催者であったことと同時にいにえになったなどのことつながっています（死ということ自体の両義性の問題も考えられます）。

さて運動論的なことの先取り的になってしまいますが、{差異}を挟む意味ということを、「個性論」という観点からとらえ返しておきます。

「障害者」運動における「障害個性論」は社会的な被差別にたいして {差異} → “差異”を遮断しよう、また時には反転させようといっています。又、フェミニズムにおける「母性論」は、社会的な被差別を反転させて、{差異}を強調する運動になっています。

いずれも過渡的な居直り、アンチとして意味を有するにしても、{差異}—“差異”的な価値付けを反転しそる、もしくは遮断しそる根拠が問題になります。

「障害個性論」は、「障害」をスティグマとする共同主觀性が形成されているところでは、遮断一反転が起きるということが極めて希であるということで疑問になります。すなわち {差異} が浮かびあがる関係性自体を問題にしえていません。「母性論」に関しても同様ですが、更に、「女は産む性である」と強調することが、産まない女性への抑圧になります。ここでも、「生物学的差異」—「自然的差異」とされる「差異」の「自明性」自体から問題にする必要があります。

運動の過渡性として「個性論」、そして共生論は意味をもっている（もっていた）にしても、{差異} 自体を前提にしてしまっています。純粋な {差異} — 命名判断的異化は論理的抽象です。{差異} が現実には価値付帯的である以上、<差異> (— {差異}) — “差異” として問題を設定したところで、<差異>— {差異} から根源的にとらえ返さないと、運動的に対峙しえなくなるし、結局倫理主義に陥ってしまうのではないか。そして、逆の方向—ファシズムへの飲みこまれや、逆もどりや揺らぎに陥るのではないかでしょうか。

そもそも「個性論」自体が近代知の実体主義の地平を越えていません。<差異>— {差異} 自体が関係性の中にある、ということを押さえていなければ。関係性の項の実体化—内自有化ということから「個性」ということが出てくるという観点が欠落しています。確かに、当事者意識として「個性」ということが問題になるにしても、認識論における第三者的とらえ返しに「個性」という概念を持ち出すのは、ミステイクではないでしょうか。

話を差異論に戻し、まとめます。現代社会—資本主義社会では高次の共同主觀性が形成され多くの価値判断も一義的に現れます。従ってその価値判断が自然的な絶対のこととして（物神化して）とらえられます。我々はそのことを認識論的なく<ある>ということのとらえ返しから<差異>— {差異} ということからとらえ返すことを提起し、さらに<差異>— {差異} — “差異” と記号論を用いて<差異> (差異とは呼べない、<それ>としか表現できないこと) が差別の根柢—“差異” として現れることを示し、それが決して自然的なことではなく、社会的関係性としてあるということを指摘しました。さて問題は何故このような物象化—物神化が起きるのかということです。そのことを次の第2節で、差別のゲネシス（創成史）として押さえたいと思います。

だいぶ、最初の予定から外れた内容になりました。又、本稿では、「近代知の地平を越えて」という内容の補項を入れる予定でしたが、内容的に若干織り込んだこともあって、序説ということも理由にして、外しました。全体としてごちゃごちゃになって読みにくくなつたと思いますが、見取り図を描く序説草稿ということで、つかんでください。

(補稿) 差異論補稿

1. はじめに—何故差異論を問題にするのか—

私が差異論を問題にしていることに対して、「何故あうだこうだとグタグタ言うのか？」「差別はいけない」それだけでよいではないか？」という批判があります。又、「知的優位性をひけらかしているのではないか、これも差別ではないか？」という批判も受けています。筆者が差異論を問題にし始めたのは、差別の根拠として、「差異があるから差別がある」という論理があり、それ自体に飛躍があるのですが、そもそも「差異がある」ということ自体からとらえ返していく必要を感じたからです。例えば「障害」を負価値として規定する（価値判断）以前に、意識として「障害」が浮かび上がる中に（命名判断）、すでに価値判断がはらまかれている。命名判断が価値判断を付帯していることがあるわけで、だから、命名判断から問題にしていく必要を感じたわけです。そこまで、問題にしていく必要を感じたのは、反差別運動の混迷せる現状です。

反差別の立場に立つとされる人達も、多くはまだ人権論のとらわれの中にあり、そこから抜け出し人権論批判に至っている人も、別の何らかの倫理主義に陥っている情況です。これについては、本稿の第4章の中で論及する予定ですが、何故倫理主義はいけないのか？そして、差異論を何故問題にしていくのか？ということに筆者自身が差異論にまで至った経過も含めて若干コメントしておきたいと思います。

私自身も最初は「自分が差別されるのが嫌だから、差別の関係性そのものを否定しよう」という論理から出発しました。そこには、一つの飛躍があります。一つの被差別事項においては当事者であるが、他の被差別事項においては非当事者で、差別の側にあるということになります。実際そのようなところから抜け出せないということになります。「障害者」の問題などで、よく自分も同じ立場になる可能性ということが言われますが、可能性ということでは自分の利害の問題にはなりません。自分の被差別事項と他の差別の問題のつながりをとらえ共通の課題に取り組む連帶していくということが、そのことを超え得る方針となります。

その「つながりをとらえる」ということをサボタージュして、倫理などで差別意識を押さえ込もうということは、当面の利害のぶつかり合いの中で、深いところでの共通の利害がとらえられなくなります。そして、そのような倫理主義が無となり消え去る、もしくは逆向きのエネルギーとして転化していくことを押さえておく必要があります。ナチズムなどのファシズムも社会の矛盾を突くという極めて倫理主義的なところから出発しています。「倫理主義はテロリズムへの通路である」という指摘は的を得ているような気がします。

その「つながりをとらえる」作業の中で、そもそもなぜ様々な負価値性が現れるのか、それ以前的な「違う」という意識が現れるのか、ということを問題にしているわけです。

ちょっと蛇足になり脱線しますが、一言補足説明して置きます。倫理主義に対して「利害の問題」をとらえ、そこから問題を提起していくことを私は提起しています。その底には、唯物史観的世界觀があるのですが、その唯物史観への曲解として、「物にとらわれた世界觀」という批判があります。唯物史観の世界觀は現在の社会—資本主義社会が物=利害にとらわれた時代・社会という批判をした上で、上下関係的利害関係の消失する社会、物

へのとらわれから自由になった社会を作りだしていくということにあるのではと思っています。でも現実に利害関係があるところでは、その利害を巡って収束していくことになります。一言で利害と言っても、表面的な利害と深いところでの利害の問題があり、表面的な利害に走ってしまうということが起きて来ます。その利害の問題を倫理で押さえ込もうとするのが反差別における倫理主義ですが、自分の直接的利害としてとらえられないところでは、人は充分倫理主義的にあり得るのですが、自分の直接的利害、それも大切な利害の問題の時には、倫理などかなぐり捨てるというのが常です。そこで問題になるのは、より強い倫理をもつということではなくて、その利害の問題を掘り下げて提起していくこと、更に、反差別の立場で、より明確に利害の問題としてとらえられるように突き出す、ということではないかと思います。

さて、話をもどしますが、筆者も自分の被差別事項である「障害者問題」において、最初は「障害個性論」的なとらえかたをしていました。「障害関係性論」の観点もあったのですが、「障害個性論」と「障害関係性論」の区別はついていませんでした。「障害個性論」というのは、いろんな言い回しがあり、若干のニュアンスの違いはあると思いますが、「障害は負価値であるけれども、私の切り離せない個性である。人ととの平等な関係として私の個性を認めて欲しい」という主張だと思います。これは紛れもなく、倫理主義です。（倫理主義の顕著な例「人権論」については、別稿で。）何故倫理主義かというと、「障害」がステイグマ（負価値）であるという前提に立てば、そこで上下関係を承認してしまい、その上で差別を否定するというジレンマに陥ります。

そこで負価値として自己自身が突き出しがちですが、何か開き直れなさが出ています。そこで、筆者自身が実践的活動の中で、壁に当りました。そこで、「そもそも障害とは何か？」と色々考えていて、「差異とは何か？」というもっと一般的に掘り下げた命題に至り着き、実体主義的世界観から関係主義的世界観の転換ということに至りました。「障害者」運動においては、「障害関係性論」に至り着いた訳です。

その具体的な内容について入っていきます。

2. {差異} とは何か？—異化の構造

一般的に「障害者」を「障害をもつ者」という言い方をします。一人の人（実体）の個性（属性）として「障害」があるというとらえ方をしています。けれどもそもそも「障害」—「障害がある」ということはどういうことでしょうか？「障害とは何か？」と考えた時、「できる—できない」という問題に突き当たります。よく「障害者」運動の中で、「自分のできること—できないことをはっきりさせ、できることは自分でやり、できないことはできないとはっきり主張し援助を求める。」という言い方がされます。「障害の受容」という概念と結び付く、「障害者」運動の出発点的心構えのようなこととして提起されていることです。

WHO（世界保健機構）の「障害者」規定（①機能障害②能力障害③社会的不利）もそのような主旨での規定で、①の「機能障害」ということ自体を掘り下げ得ていません。

この問題を掘り下げるいくつかの譬えを出して置きたいと思います。

「聴覚障害者」は「健聴者」とコミュニケーションが取れない・取りにくいということで「障害者」と規定されています。けれども、コミュニケーションが取れない・取りにくいという問題は関係性の問題です。ここには、二つの「できない」という問題があります。一つは「聴覚障害者」の「聞こえない—聞くことができない」で、もう一つは「健聴者」側の「手話ができない」という問題です。(聴障者にも手話が分からぬ人がいるのですが、とりあえずその問題はさておきます。)

もう一つ、例えば、「車イスの障害者は階段やエスカレーターを使用できない。できない時はできないと言って援助を求めるべきだ。」という言い方がされます。実は、何故使用できない物を作ったかを考えたら、施行者・設計者が「障害者」や高齢者などを考慮することができなかった、という問題に突き当たります。エスカレーターをもっと必要とする人達が利用しにくい構造になっているのです。エスカレーターは現在的技術で「車イスの障害者」や高齢者が利用しやすいものに作れるのに、何故そのような作り方をしないのか、そのような関係性の問題としての「できない」ということとして押さえる必要があるのではと思います。

この問題がどういう問題なのかをゲシュタルト心理学でよく使われる「ルビンの図形」を援用して説明を試みます。図式化ということで、実体主義にとらわれる落とし穴に陥ることを恐れつつも、図式化しつつもそれを突き崩す「脱構築」していくこととして、押さえて置きたいと思います。



右図は「ルビンの図」—「ルビンの杯」といわれている図形です。白い部分を地として、黒い部分が図として浮き上がっている時、それは杯に見えます。境界線は黒い部分の外郭線になります。それが逆に（反転して）、黒い部分が地として白い部分が図として浮き上がった時は、向かい合った顔になっています。境界線は白い部分の外郭線になっています。（ヘーゲルの概念で「内自有化」という言い方がされます。）

これを先程の問題に当てはめると、黒い部分を「聞こえない事」白い部分を「手話ができないこと」として（どちらを黒い部分にするかは恣意ですが）、コミュニケーションができないという線が、黒い部分に内自有化した時に、「聴覚障害」という問題が異化するのだと考えることができます。それを逆の観点から見ると（反転させると）、白い部分を図としてとらえると、境界線を白い部分に内自有化させた時、手話が分からぬことが問題になるはずです。しかし、この二つのことは、今この社会において同格ではありません。

何故でしょうか？ これが問題なのですが、その論考に入る前にルビンの図形を援用しての話にもう少し立ち入って置きたいと思います。

ルビンの図形は二義図形ですが、実際の場面では多義的です。図として浮かびあがるということを「異化」という概念でとらえることができます。（これは、「物象化」という概念にも通じることです。）

この「異化」について、もう少し実例を出して説明して置きたいと思います。

例えば百m走を考えます。百mを9秒台で走る人は称賛され、それで生活ができる程異化します。逆に百mをある一定程度以内で走れない、歩けないことも異化します。

現行の教育において、テストで優秀な成績をとることで異化することと、逆に落ちこぼれという形での異化もあります。「落ちこぼれ」、厳密に言うと「落ちこぼし」ですが、「落ちこぼし」には、「突っ張り」という形での異化、「エリート」—「普通学級」—「特殊学級」—「養護学校」—「就学免除」という形で分類される「障害者」の異化があります。言語規範の問題でも、例えば以前は早口ということは否定的観点から異化しました。今は特技のようなところで+的に異化しています。逆に、吃音などのステигマ（負性）として異化するものもあります。

さて問題は、このような異化がなぜ起きるのかということなのですが、このようなことを書くと、必ず「それは当然なこと自然なことだ。アприオリ（先天的）に組み込まれた同一性の観念があつて違うものに対して異化が起きるのだ」という意見が出てきます。確かに「相違」という概念は「同一性」の概念から規定されることですが、ここで言う「異化」は「同一性」の概念以前的にあります。

例えば、赤ん坊がどのように認識を獲得していくのか、ということをとらえればそのことは明らかになります。最初言葉を獲得したばかりのころは、ママとマンマの区別もよくつきません、というより単に呼びかけ語に過ぎないのでしょうが、そのことから認識の獲得一異化が起きて言葉を獲得していきます。ママとパパの区別、動く動物をすべてニヤンニヤンと呼んでいたことからワンワンの区別などなど、そもそも人類の言葉の発生も同じように起きて来たのではないでしょうか？ 例えば、実際の生物学的認識に沿った論考ではなく、語弊をうむような話でしかないのですが、家畜化できたイヌと獰猛なオオカミの区別、攻撃的なオオカミと攻撃的でないコヨーテの区別をするために必要性から命名していくことがあったのではないかと思います。

更に例えの話を追加していくと、英語の WOMAN は MAN に否定の意味の WO が付き「男でない」という意味で、この言葉の発生は女性の異化ということを端的に示しています。そして、MAN という言葉に人と言う意味も同時にもつていくということから、女性差別の存在を懷胎した言葉になっています。男と女の異化の問題を書くと、男が女を求めるのは本能だから、性的対象として異化するというのは必然だという反論が返って来て、異化の問題を詭弁として片付ける意見になるのですが、ホモセクシュアル（レズビアン）のことを考えると、性的対象としてヘテロ的性が必ずしも異化するわけではないということを指摘しえ

ます。男と女の異化の問題においても、異化ということを物象化された相（自然的なこととして）でとらえることの問題性を指摘できます。

もうひとつ、「吃音者の問題」で、正音者といういまいましい言葉が非「吃音者」を指すのに使われているのですが、これは吃音が異化した後で、後でというより同時相即的に「悪いもの劣ったもの」として異化したところで、その後に付けられた（命名された）対概念的な言葉ではないかと思います。決して、正音という概念が先とか、正音と吃音が同時的に異化したことではないと思います。すなわち、異化の方が同一性の概念より先行しているのです。それらは、「動物」という概念が最初の「動物」（これを「動物」とするのは先取りで、後代の第三者的立場からのとらえ返しですが）の命名より先にあるわけではないという問題から、いわゆる抽象的、「普遍的」概念、同一性の概念は後発であると結論づけられることではないかと思います。

さて、差別の問題にひきつけた異化の話に話を戻します。

なぜ、異化するのかという問題を出すと、「それは、自然的なことだ」という反応が多くの人から返って来ます。「人と人との関係が物と物との関係として現れる」という物象化の問題なのですが、私はこのことについて何度も取り上げてきている問題があります。それは、吃音=どもりという言葉に相当する言葉がアメリカ先住民のある部族にはない、という論拠です。言葉がないというのは異化がないか、言語化するほど異化しないということなのですが、大地へ向かって夢想するゆったりとした文化、その文化の違いで吃音が異化しない可能性ということを指摘しうると思います。もう一つは、かつて『みんなが手話を話した島』についてコメントしましたが、「聞こえないことがハンディキャップにならない」、他の色々な個性と同じ位にしか異化しない可能性ということを示し得ると思います。この場合は聞こえない人の数が多くて、手話を「健聴者」も自然に身につけたということで、ハンディキャップにならなかったということとして指摘されています。

後者の問題で、誤解のないように補足しておきますが、異化ということをマジョリティ（多数）—マイノリティ（少数）ということから説明するひとが多いのですが、数ということは二次的なこととして問題にはなるでしょうが、それが規定的なモーメントではありません。問題は場がどういう場であるかということだと思います。

3. 「できる—できない」という問題

「できる—できない」という問題に話を戻して、話を進めます。問題は、なぜその「できる—できない」が問題になるのか、ということです。例えば先ほど百m走の例を出しましたが、この社会で百m走で3秒以内で走ることは生活の糧になりますし、3秒以内で走ると特技として、何かの足しになるかもしれません。しかし、3秒前後で走っても、そのことで日常生活的に問題にはなりません。しかし、百m走ということでなくて、ある一定の距離を歩くにある一定程度以上の時間がかかると「障害者」という規定が起きて来ます。

先ほどの手話ができないという問題は、この社会では一般的に問題になりません。しか

し日本で日本語が話せないということは問題になるようですし、聞こえないことも「障害者」として規定されることになります。「できる一できない」ということは数限りなくあるのですが、できるということは特技的にその道のプロとして生かせることがあるようなのですが、できないということでそれがスティグマー負性として付いて回るという形での、問題になり方には何か一定の共通の価値判断のようなことがありそうです。それは「一人前」という形で表現できる基準のようなこととして漠然としてあるようです。

最近科学の発展の中で、その基準のようなことが「科学」的に規定されてきています。例えば軟聴の規定につかわれるデシベルによる規定とか、IQの測定とか、ペーパーテストにおける偏差値作りとか、・・・。

その端的なことは、テラーシステムというようなことに現れています。テラーシステムというのは、生産性向上運動の中で、労働者の後に立って労働者の作業をストップウォッチで測定し、標準値を出し、そこから各労働者にノルマを押し付けて行くというシステムなのですが、これは、まさにマルクスが『資本論』の中で書いた、熟練労働が単純労働化される中で、「労働力の標準化」を背景にした、標準的労働時間の設定という、生産活動が労働として規定され、生産活動をする主体が労働力という物化された存在になるという、そのような物象化の中で、生産性の向上のために進行している事態です。

「できる一できない」という問題、どのような「できない」ことが問題になるのかということで言えば、どうも労働の場の「できる一できない」が中心的に問題になっているらしい、そこへ収束される傾向があるらしい、と指摘しうるのではないかと思います。

さて、この「できる一できない」ということを問題にしていった時に、「障害者」サイドからも「できない」ことの負価値性ということが指摘されます。

もっとも端的な話では、「車イスの障害者」が「泳げないので、子供が溺れた時助けることができず、死なせてしまうことが考えられる。だから障害とは負価値なのだ」という発言。また、「聴障者」の「子供の動きや声を聞くことができなくて、子供を死なせてしまった」という話。そのような発言に面と向かっては言葉もないという情況になってしまうですか、果たしてそのような「障害者」だから、何々できないから、という因果論的な結論がでてくるのでしょうか？ そこには、いくつもの「条件」が省略されているような気がします。

例えば、初めの例では、「障害者」でなくても泳げない人はたくさんいます。泳げても助けられる程の技術をもっている人は少ないと私は思います。逆に泳げないので、あわてて助けに行って自分が死んでしまったという例がたくさんあります。回りで泳ぎの達者な人に助けを求めた方が良い場合もあります。回りに人がいなかった、目を離していたから溺れているのに気が付かなかったという場合も考えられます。更に、例えば安全対策がなくて人災的な事故の場合、その安全対策をとっていなかったという問題なども指摘できます。誰が助けてもできないという場合もあります。日常的な自分が「障害者」でなかつたらという思いが、単に「健常者」だったら助けられたという思いにつながっただけではというこ

とがあるのではないでしょうか？

後者の例では、育児の中での危険というものは一般的につきものです。注意は払っていてもちよつとしたすきに死なせるという場合は「健聴者」の場合でもよく聞く話です。聞こえないから声で聞き分けられないから逆に注意を払っているということもあるでしょうし、親と一緒に住むという方法をとる人もいますし、色々な創意工夫がこらされているようです。そもそも一人でできないという思いにとらわれる必要はないのでしょうか？ 人はそもそも一人で生きているものではないと思います。「協働する動物」だからこそ「人」なのではないでしょうか？

「吃音者」の場合は、話す時のつらさということが言われています。だが、そもそも話言葉で意志を伝えなくてはならないという思いになぜとらわれるのでしょうか？ それはそもそも規範として、人はこういうものだこうするものだという規定一押し付けから、差別されるという事の中で、社会化の中でサンクション（賞罰）を受ける中で獲得した意識ではないでしょうか？

4. 世界観の転換へ！

この論考の途中で、ルビンの図形を援用して、反転という概念を提出しましたが、一つのある時代のある社会の価値観ということは、一定の反転の可能性や揺らぎということはあるにしろ、一義的で、最近よく使われていることばを援用すれば、共同主観性をもっていて、反転が起きにくい情況にあると言えます。それでも、今この世界でも色々な価値観の違いがあり、その違いということにはっとさせられことがあります。時間的にもその一義性は永遠不滅の共同主観性ではなく、異化ということが起きる場合と起きない場合さえあるということから、現在のゆるぎないと思われる価値判断そのものを疑ってかかる必要があるので私は思います。その作業は、当然我々がとらわっている世界観自体をも問題にしていくことになると思いますし、そのような中で、差別とは何かを突き詰めえ、差別のない社会をいかに作りだしていくのかのビジョンが明らかにしえるので私は思います。

世界観の問題で言えば、今まで、私たちは、実体主義的な世界観から、障害を「障害者」と呼ばれる人（＝実体）の属性というとらえかたをしていましたが、そもそも障害とは、関係性の問題であるという提起がなされ、「障害者」に内自有化した「障害」という概念でなく、「障碍」という表現（碍には、カベというような意味があります）を使おうという提起が「障害者」サイドからもなされてきています。「碍」ということもひとつの物象化には違いないのですが、実体主義を超える一步進んだとらえ返しになっているのではとも思います。人が、言葉をもつが故に人であることとして、一定の物象化ということは避け不得ることで、「人は色メガネを通してしか世界をみれない」のでしょうか、「脱構築」しつつ、「差異がある」としてとらえられる（その差異に命名していく）命名判断の次元から問題にしつつ、なぜ「差異」が現れたのか、異化が起きたのかということまで問題にしつつ、差別の根源的総体論をとらえ返していく必要があるのでないでしょうか？

そのことは、被差別の文化の継承・発展ということも含みつつ、新たな文化創造という

側面も有しているのだと提起できると思います。

そのような総体性・根源性をもちつつ、差別の根源的総体論のとらえ返しから、個別反差別のワクを超えた運動を展開していく必要を提起し、この差異論がその理論的作業を担っているのだと提起し、これから読者のみなさんとの共同作業として、更に詰めていきたいと願っています。

第2節 差別の創成史（ゲネシス）

差別の発生に関する論考には、文化人類学的研究を必要とします。これに関しては私はほぼ白紙の状態でしかありません。だからここは一略一として通り抜けたいところですが、序説草稿とは言え、差別の「根源的総体論」を語るとき、「通り抜ける」ことはできようもありません。今後本論の中で、そして機会を見付けて論ずることにして、極めて荒い、しかも不安なデッサンとして、描いておきます。

もう一つ指摘しておかねばならないことは、文化人類学的研究、比較文化論的な研究にせよ、書かれた歴史、口実伝承された歴史をたどるにせよ、既に差別は何等かの形で発生しています。だからその発生を押さえることは極めて困難です。由にかなりの類推を必要とします。しかもこの類推においては極めてその人の立場性なり、世界観で、同じことを対象にしつつも、別の結論が導きだされるということが色々なところで指摘されています。心してからねばならぬという思いを抱いています。

さて、前置きが長くなりますが、何故発生史を問題にするのか、ということで一言。

反差別論において、差別があれかこれか式にしか語られてこなかつたし、逆にその関係性を明らかにすること抜きにあれもこれも式の羅列に終わっていました。又、差別を総体的に語ることは出来ないという主張さえあります。それらのことは差別を根源的にとらえるという試みを放棄したところから生まれるのではないかでしょうか。そして差別を根源的にとらえるということに発生史的にとらえるということが重要な意味をもってくるのではないかでしょうか。

今の時点でここで語りうることは多くありません。ただ漠然として抱いていることは、差別の発生が私有財産制の発生より先行していること。差別の発生ということにおいて分業の発生と密接な関係があるだろうこと。具体的には、私有財産制を抑止する手段をとっている部族においても、女性に対する差別、長老支配という差別が存在し、分業が存在しているという文化人類学的論考—指摘があります。

ここから、差別の把握において、私有財産制の属性論（「属性」という概念をもちだすことの誤りもあります）や階級支配の道具論の誤りを指摘して置くことができます。

結論的には差別の発生をさぐる鍵は、分業の発生をさぐることにあるのではないか、ということです。

ここで現時点での語りうることはこのくらいで、何も語っていないに等しくねあまりにも

そっけないので、最終章の領域に少し踏み込んでしまいますが、前段をしつらえるという意味においても書き加え進めます。

差別ということを口にすると昔から「あか」というレッテルを貼られることになっているようです。けれども、共産主義を自称する運動において、いかに差別ということが語られて来なかつたか、ということが問題になります。

マルクス・エンゲルスの「すべてこれまでの社会の歴史は階級闘争の歴史である」(『共产党宣言』)という提言があります。これと、二人が差別ということに対してほとんど語つて来なかつた、ということを以て二人が差別ということを問題にしえなかつた、という批判があります。そして、そのことが「マルクス葬送」とか、「マルクス（主義）は死んだ」という根拠の一つにもなっています。

マルクスは『ドイツ・イデオロギー』の中で、「共産主義というのは、僕らにとって、創出さるべき一つの状態、それに則って現実が正さるべき一つの理想ではない。僕らが共産主義と呼ぶのは現実的な運動、現在の状態を止揚する現実的な運動だ。」と述べています。又、「共産主義とは分業と私有財産制の止揚である」と展開しています。

思想というのは、その時代の生きた思想です。当然時代制約性も持っている訳ですが、そのことを押さえ、その時代に語られたことをいかに、その時代をとらえ返すことを通して、現代からとらえ返しうるかが問題になります。さもなくば教条的な死んだ思想でしかありません。そのような観点を欠落させて、「死んだ思想」に対して、「死んだ」と宣言してみても何の意味もありません。

階級とは生産手段の私的所有を巡る概念ですから、そのこと自体が、持つ者と持たぬ者の差別ということを孕んでいるのですが、マルクスは決して生産手段の共有ということを以て問題が解決するとはしていません。分業ということを問題にしていることにおいて、差別ということをとらえる観点を有していたと言えます。確かに今日の反差別として推進されている運動が、ほとんど無かつたと表現しうる情況であるという時代制約性はあつたにせよ・・・。

そして、その芽を今日までマルクス主義者を自称する者が開きえなかつたという問題があります。確かに「個別の」差別においては掘り下げられて來たには違ひないが、差別の「**根源的総体論**」、差別を総体的、根源的にとらえる作業においては、皆無と言い切れるに近い情況です。

そのことは分業ということが語られて來なかつたことに通じています。

それらのことは、「第1節差異論」で述べたように、差別を自然的なことに起因することと押されたことと、マルクスが提起した分業の止揚ということを提起したにもかかわらず、分業ということが自然性の問題としてとらえられ、語られて來なかつたことが繋がっているのではないかでしょうか？

あえて暴言的に提起すれば、私有財産制の概念が階級概念一階級闘争につななり、分業

の概念が差別の概念一反差別闘争につななるのだと、・・。そして分業の概念を切り捨てたゆえに反差別の戦いが、共産主義の運動から切り捨てられたのだと・・・。

これは、あくまで暴言です。階級概念には差別という問題が基底にあるし、分業と私有財産制の「相互浸透」の解明こそが問題になるのですから。

何故分業ということが、分業の止揚ということが語られなかつたのか、ということに関してはもう一つの理由をあげることができます。

それは発生史的に分業が私有財産制に先行し、作る一作られる歴史一将来の歴史としては私有財産制の止揚が分業の止揚に先行するという問題です。

だが、それは互いを実体化して切り離しうる問題ではないはずだし、そもそも分断ということをこえる戦略は差別ということを問題にすることの中で、従つて分業の止揚ということを射程に入れる中でしかうまれないのでしょうか。

確かに、マルクスが言うように「我々は、現在の社会（資本主義の社会）に生きていて、その描く来たるべき社会（共産主義社会）のイメージは、現在の社会に規定された貧困なイメージでしかない。新しい社会が作られていく中で、新しいイメージが生まれてくる。だから、過度に将来のイメージを描くことはできないばかりか、弊害になる。」（これはマルクスの言葉そのものの引用ではなく、私の解釈的引用です）。

だが、運動というのは常に新しい芽を内包しつつ進みます。さもなくば、運動は機能しなくなり停止するどころか腐敗への道を進むでしょう。

そのようなこととして、分業の止揚の基底的なことのラフ・スケッチを試みます。

分業とはそもそも労働における役割分担の固定化です。労働とは（今西氏の生物学的规定を援用すれば）他者のためにする生産活動です。

ここから二つの問題を提起し得ます。

一つは、分業ということが必然のように語られます（それが人間と他の動物の違いとまで）、人が協動する動物として役割分担は必要・必然としても、その固定化ということは違うということで、それを防ぎえるのではないかということ。

もう一つは、そもそも労働という概念が、過去の歴史の事実としてしか語られなくなる可能性です。我々は労働という概念が出てきたのを有史以来と考えがちですが、そもそも労働という概念がでてきたのは近代になってからではないでしょうか。

例えば、家事労働という言葉がフェミニズムの中で語られ始めています。ですが、それは家庭が私的な領域としてくくられたことでの、労働に対する家事一消費・再生産領域とされる一の積極的意義づけとして出された概念であつて（再生産を子育てということに絞ることによって分かりにくくなるのですが）、そもそも食う・寝るということが労働かと問題提起すれば、何が問題かあきらかになります。

そのことは、自給自足的な社会において、家事一労働という区分は、少なくとも家事を担った女性（男性）にはなかったのではないか。それは、料理すること一食べること一後片付けが一連のこととしてあるように、連続したこととして、生きる営為としてあるので

はないでしょうか。

人間は協働します。ですが、協働ということは、他者のためにする活動ではありません。「我々」のためにする活動です。

そういう観点に立てば、他者のために生産するという関係、一方通行の関係がなくなるところにおいては、労働という概念がなくなるのではないかでしょうか。

確かに、共同体が自立し、幻想共同体として機能するところでは、共同体への「労役」という形が過程としてあるかもしれません。そのことも含めてエンゲルスの国家一共同幻想体の死滅というテーゼがあるのではないかでしょうか。

そもそも労働という概念が死滅するところにおいて分業という概念が残るのかの問題があります。

これ以上将来のスケッチを描くことは文字通り蛇足になります。

我々がこの節で最後に指摘することは、差別の根源性をとらえ返す作業として、その発生史を考える時、分業ということに焦点をあてる必要があり、その分業を私有財産制との関係でとらえ返していくことの必要性です。

そして「個別の」差別を分業と私有財産制というところから演繹する作業を試み、差別の根源を（総体としてとらえることができないという意見を退け）分業と私有財産制、とりわけ分業から演繹していく必要があるのではないか。そして、反差別の運動も、そこから方向性を見いだししていくのではないかでしょうか。

「共産主義というのは、僕らにとって、創出さるべき一つの状態、それに則って現実が正さるべき一つの理想ではない。僕らが共産主義と呼ぶのは現実的な運動、現在の状態を止揚する現実的な運動」です。即ち社会的矛盾を根源的に（ラジカルに）とらえ返すキー概念として、**✓差別**という概念を用い、共産主義運動の基底として、反差別ということをすべきであるのではないか、ととりあえず指摘しておきます。

第3節 差別の三つの性格

(一) 三つの区分

差別の三つの性格というのが、歴然としてあるわけではありません。これは一つの分節化のための方法論として持ち出しています。

個別差別を論じる時に、その差別を色々な側面からとらえきれないで、とらえ損なうことがあります。又、その差別を一つの側面を強調する余り、他の側面をとらえ損なうということもたびたびです。

例えば、差別のスケープゴート説は政治的側面しかとらえていないと批判します。マジョリティーマイノリティ理論も同様です。又、部落差別においてその政治的性格が強調される余り、宗教、職業のヒエラルキーのこと、民衆の心性などの側面が全く切り捨てられたりすること。又、「障害者」差別や女性差別が自然的差異として、そこから経済的性

格に直結してしまい、政治的性格や文化的性格がとらえ損なわれがちであること。逆に経済的側面が切り捨てられ、「異質なもの」の排除という政治性や、心性の問題とされ、何故「異質なもの」として浮かび上がるのか、ということがとらえられず、倫理主義に陥ってしまうこと等々。

三つの性格を実体化してしまうということで適切ではない例えですが、ちょうど差別をとらえることは空間図としてとらえることに似ています。平面図でも、横面図でも立体はとらえられない。三面から「立体的」にとらえつつ、そこから抜け落ちることをさらにとらえ返す作業をなさねばなりません。

反差別の運動も差別の三つの性格のとらえ返しの上に立って、トータルな観点から、立体的一有機的運動を作りだすことが必要です。

確かに何を強調するかということは運動的にも必要になるのですが、運動の方向性においても別の側面をとらえ損なうということが起きれば、総体的有機的運動は作りえません。

そういうこととして、とらえ落とさないための方法論としてチェック的機能として、分節化していく作業として、三つの性格という風に押さえる作業をします。

あくまで方法論で、三つの性格を実体化してはなりません。

むしろそのような区別だけをすることの弊害があるのです。それは例えば、唯物史観が経済的なことを土台として、その上部構造として政治文化的なことをおくとした図式主義の中で、文化的なこと自体のとらえ返しを不十分化してきた歴史があります。

経済、政治、文化が明確に分離しうることとしてはありません。例えば貨幣というのは、経済のキータームですが、貨幣が貨幣として成立するには、貨幣の物神化というイデオロギー的なことを抜きに成立しません。そもそも人の社会化は共同主觀性の成立というイデオロギー的なことを抜きにして成立しないのです。土台を生産関係という概念でとらえ、それを物質的生産だけに限定していたのでは土台ということをとらえられません、そこで欲求の生産ということを織り込んだとき、既にイデオロギーを上部構造として限定すること自体の無理が生じてしまっています。けれども例えば人権概念が利害関係の前で崩れ去るとか、イデオロギー的なことへの利害関係の先件性というのは確かに示しうることとしてあります。唯物史観の定式はそのような観点を含み込んで、再定立しなければならないと思います。

そのような認識論的な深化も孕みつつ、分節の方法論として「三つの性格」ということを押さえておきます。

(二) 経済的性格

経済的性格というのは、往々自然的な「差異」としてとらえられることで差別としてとらえられない傾向があります。

例えば、労働力の価値を巡る差別が差別としてとらえられない、遺伝だとか本来の性格一能力とかがもちだされ当然のこととされます。

又、そのようなことと相俟って労働力の価値を巡る差別が差別としてとらえられてこな

かった歴史があります。

そしてそのことの連続として「障害者」差別も差別としてとらえられてこなかった、正当化される傾向があります。差別ではない区別だと・・・。

女性差別についても同様です。女性差別の根拠は女性は男性に労働力の価値ということで相対的に劣るとされます。それが「産む性」にまつわる自然性から演繹されます。けれども、女性差別の根拠とされることがいかに歴史的相対性、社会的相対性の中にあるかということ、労働力の価値という概念が近代以降のこととしてあること、等をとらえ返していくとき、その物神化の構造が見えてきます（だが逆に、歴史的相対性を強調する余り、近代と非近代という比較が一面的になり、差別の発生的根拠の掘り下げが不十分に終わっていることが多い有ります。この通史的とらえかえしについては不十分ながら、第2節で述べているので割愛します）。

唯物史観では経済的側面は土台一下部構造としてとらえられ、強調されるはずと想えます。しかし、そのことが政治的対決という側面が強調される政治主義から、往々にしてとらえ損なわれてきました。

又、進歩史観的な考えかたから、そもそもそれ自体が物象化の産物である労働価値説から労働崇拜に陥り、労働という概念自体の歴史的相対性をとらえきれず、労働力の価値ということに孕まれる物神化ということがとらえきれなかつたのです。

さらに社会を変革せんとする運動の合目的性から、近代合理主義の対象化を十分なしえずにそれに搦めとられ、したがって労働力（の価値）ということの物象化に陥ったのです。そのようなこととして差別の経済的側面のとらえ返しが表面的に終わり、抜け落ちたのです。

経済的性格というのは、とりわけ資本主義商品経済を対象化していくことの大切な分節化の作業としてあります。差別の物神化的錯認を根本的にとらえ返していく上で重要な意味を有しています。そのようなこととして押さえておきます。

（三）政治的性格

前項で政治主義の批判をなしてきました。けれどもそれは政治的側面を蔑ろにしろということではありません。他の側面を抜け落とすこととして政治主義の批判をしたのです。政治党派の反差別運動への領導、参入ということで、政治焦点化の作業として政治的側面が強調され、しかし、かえって差別のとらえ返しの不十分性の中で、個別差別がバラバラにとらえられ、また階級概念が差別という観点を抜きに語られ、個別差別が政治（利用）主義にさらされ、その上で政治的側面のみが強調されるという否定的な現状があります。繰り返し出てくる「差別の階級支配の道具論」という一面的とらえ形はその最も端的な例です。そのことのとらえ返し—政治主義批判は決しておろそかにできません。

しかし、差別の政治的性格についての論考もまだまだ不十分です。

差別が分断支配のために意図的に作られるという性格、政治的働きかけ、法制度的な差別の形成助長ということを軽視してはならないし、そのこと抜きに差別の対象化は困難で

す。例えば法制度が民衆的心性にいかに作用していくのか、というとらえ返しは重要な作業としてあります。

政治的性格は他の性格との関係で、有機的関係性をもったとらえ返しの必要があります。

(四) 文化的性格

文化的性格という言葉で表現しようとしていることは、「経済的、政治的と一樣分節化しうること以外の」と表現しうることで、社会的とかいう概念も含まれます。かつて、この「文化的性格」ということは差別を論じる時軽視されてきました。けれども例えばそもそも社会を形成する上で、共同主観性の形成を抜きにそのことを語れません。そして言語自体が、そのようなことの中で生まれいでる以上イデオロギー的といわれるところの分節化の作業は不可欠です。

又、宗教の差別ということに果たして来た役割を決して無視できません。かの「宿業論」や「原罪論」が差別の助長に果たしてきた役割、被差別者の諦観に果たしてきた役割をとらえ返す必要があります。

差別の文化的性格—イデオロギー的性格ということをとらえ返していく時、そもそも様々な言葉自体が—概念自体の歴史的相対性ということがとらえられる。例えば家族ということが、しかも近代家族でしかない家族ということが、自然的なこととして語られてきたことを、歴史的相対性、社会的相対性の中で、とらえる作業が進んできています（落合恵美子『近代家族とフェミニズム』等）。

文化的性格をとらえ返す作業は自らの固定観念を覆す作業にもなるでしょう。

(五) トータルな観点と色々な分節化の作業

今まで、分節化の作業として三つの性格として分節化の方法論を打ち出し、論じてきました。だが、問題は三つの分節化ということで分けて論じられないことをどうとらえかえしていくのかということになる。

その三つの性格を実体化してはなりません。実体化した分析の作業ではなく分節化であると押さえつつも、分節化したことの関係性、分節化したことで抜け落ちることを押さえていかねばならないのです。

例えば、「障害者」差別を論じる時に物質的生産関係からの排除という経済的性格を述べた時、ではそのイデオロギー的基盤としての生産性の論理ということは経済的性格なのか、文化的性格なのかという論議になってしまいます。

要するに分節化の作業—とらえ返しの作業というのは、分節化しそれを脱構築し、その中で重ね合わせていく作業を通してトータルな観点と関係性をとらえ返していくことなのだと思います。そのような作業としての三つの性格というところで方法論的においた作業として本節を押さえておきます。

この節も十分に展開しませんでした。マジョリティーマイノリティ理論とかスケープゴート説等も飛ばしてしまいました。序説という性格上のこともあるって先を急ぎます。差

別のとらえ返しは、序説で展開するいろいろな観点からの分節化一脱構築というとらえ返しの重ねあわせの中で、いくらかなりとも明らかにしうると思います。

第2章 差別形態論

序節根源的総体論と形態論

「障害者」解放運動の中で、「障害の重い一軽い」ということが言われるけれど、差別に重い一軽いはない」ということが語られてきました。けれどもこの指摘がなかなか理解されず、「障害別」による、「障害」の「重い一軽い」による立場の違いということが繰り返し述べられ、「障害者」運動は共同の利害として、共に未来を切り開く運動を作りにくい現状があります。また自分自身が抱える被差別事項とは別の差別問題に対する理解でも、「差別をあれもこれもと論じることはできない」とその痛みのとらえ返しを spoilする傾向があります。そして被差別者はバラバラに運動を進め有機的結合を生み出せず、あまつさえ被差別者が互いに差別しあうという関係性さえ生み出されています。

これは根源的とらえ返しの欠如とともに、差別の形態の違いをとらえきれず、問題を別問題として区別してしまう一切り捨てるにつながる傾向から生み出されているのではないでしょうか？

たとえばフェミニズムから提起されていることがあります。ちょっと長くなりますが引用します。

・・・女性の場合には行動計画の開発戦略の側面が見えにくいのは、完全参加・平等がすべての女性に開かれているという幻想を持つことができるからである。「働く人間」として社会参加を通して、富と財貨およびそれに基づく生活の条件（経済自立）を手にしうる位置にいるからである。したがって女性差別の反差別の論理には、「働く人間としての平等」を盾とする財の分配の不公正の平等化要求を立てることもできてしまうからである。他の多くの差別問題も女性差別と同様、「働く人間」として社会参加を通して平等を獲得するという形で、そこに前提されている反差別の論理的根拠は「働く人間」像である場合が多い。

・・・・・・・(中略)・・・・・

しかし、障害者の場合にはそれができない。つまり「働く人間としての平等」を反差別の論拠とすること ができない。障害者の場合には、その障害の程度によっては、労働の場への参入が完全に不可能である場合もある。もし働く人間としての平等という前提を受け入れてしまえば、逆に、差別される理由はある、ということになってしまう。だから彼らにとっての反差別の論拠、近代的人権の根拠は、別のところに立てられなければならない。自らの「労働不可能性」というところから出発して自らの存在を根拠づけうるような論理、それなくしては、障害者内部に持ち込まれる「差別・選別」の論理、つまり障害の軽い者には平等=同一化を適用し、障害のより重い者は

排除・隔離するという政策の使い分けと、障害者への分断・差別が進められる現実に対して、それに抗する思想的根拠を作ることはできない。

それゆえに「人間」それ自体の尊厳に対する確信から出発することによって、より本質的な「道徳的原理としての平等性」を要求し、・・・・

(金井淑子『ポストモダン・フェミニズム』)

筆者が、多くの差別問題が反差別の論理的根拠を「働く人間」像においているというは、訳が分かりません。産業社会の多くの差別が労働力の価値ということに収束していく傾向があると読み解けます。産業社会は「働く人間としての平等」などどこにも実現していません。筆者がここで言おうとしているのは、女性差別—「障害者」差別という区別ではなく、女性差別—「重度の障害者」に対する差別です。それを女性差別—「障害者」差別と取り違えています。女性も労働力の価値ということを巡る差別から逃れていません。問題は労働力ということを巡って差別があるということにいかに対決しえるかということです。筆者には「労働」ということのとらえ返しが不十分です。「労働」がなぜ生きる日々の営為ということから異化し、浮かびあがるのかということ自体を問題にしなければなりません。そのことをサボタージュしたところで、対決軸をずらし、倫理主義的に「人権」だとか「道徳」をもち込んだとしても何等解決しえないどころか、「かわいそうな人達」という差別の補強しか生み出しません。

ここで筆者が女性差別と「障害者」差別は違うという区別しているのは、実は差別の形態の違いによる区別でしかありません。だから筆者自身も試みているように、実は女性差別と「重度の障害者」に対する差別という対比は、「軽度の障害者」に対する差別と「重度の障害者」に対する差別としてアナロジーします。確かに差別の形態の違いで被差別者の側にもその心性の違いは生じてきます。しかし、それは反差別の運動の根源的総体論的違いということにはつながりません。筆者はフェミニズムのサイドから他の差別をとらえ返そうとするその理論的最前線にいる人です。にもかかわらず、「労働」ということを無前提的にとらえてしまったが故に、差別の根源性をとらえきれず、根源的総体論と形態の違い、差別の形態の違いということを読み取れなかつたのです。

前章で根源的総体論として差別を根源的にとらえ返す作業をしました。ここでは反差別運動論へつなぐ架け橋として、差別支配の分断を越えることとして、差別の根源的総体論とは区別すべき、差別の形態の違いを論じておきます。

第2節 絶対的排除と相対的排除

差別の形態は大きく2つに分け得ます（さらに細かくそれを論じることができます、それは次節に述べます）。

最初に断って置かねばならないのは、相対的排除と絶対的排除が別々に実体的にあるわけではないということです。

これらはいわばエレメント（実体主義的要素）ではなくモーメント（契機）としてあり

ます。この問題は近代知の実体主義に対する批判ともつながっていて、逆にいえば、近代知へのとらわれが、とりわけ相対的排除ということをとらえにくくしているとも言えます。

絶対的排除については比較的説明し易いです。その純化した形が抹殺であり、これが差別として理解されやすいのです。ですが、純化した形と言っても、厳密にとらえていくと純化した形とは言いがたくなります。たとえばそこに宗教的粉飾とか、死への美化ということがもたらされるからです。これについても詳しく展開するのは次節の課題です。

絶対的排除と相対的排除の問題を論じる時、分かり易い説明としては就職差別ということで論じればはっきりします。

ある会社の試験を受けて落とされるということをとりあえず絶対的排除と規定しておきます。受かるけれど低い地位にとどめおかされることを相対的排除と規定しておきます。前者を絶対的排除と規定しましたが、たとえば他の「レベルが低い」とされる会社に採用されるという意味では絶対的排除ではなく、相対的排除になります。更に、会社の試験総てに落とされた場合も「福祉」という名で社会的に組み込まれているという意味では相対的排除です。即ち共同性からの排除ということが絶対的排除で、共同性に組み込まれているが、相対的に下位（周縁）に組み込まれることを相対的排除と規定します。それは「内」—「外」ということで示します。「外」へはじきだされることを絶対的排除、「内」に組み込まれているが相対的に下位（周縁）におかれること相対的排除と規定します。勿論、「内」—「外」ということは実体的にある訳ではなく、純然と線引きされるものではありません。いわば「内」—「外」ということは入れ子型の構造としてあります。差別の問題がとらえにくいのは、この「内」という心性が、差別がないという当事者意識につながってしまうことになります。

この問題は差別の普遍性の問題にもつながっています。

差別と規定するには、二つのメルクマールがあって、一つはそこに上下意識があつて、上に位置するものから下に位置するものへの排除ということ。二つ目はその排除が普遍性を有するかどうかです。

具体的例を挙げます。「吃音者」の文の引用です。

・・・(前略)・・・仕事を決めるのは自分である。

憲法でも職業選択の自由は保障されている。自分のしたい仕事をするというのが基本である。

一般的に就職は会社で働くという形が多い。お見合いと同じくこちらが気に入つて申し込んでも、相手の方が気にいらなければ、その会社には入社できない。不採用であればどうしようもないことである。これは吃音の有る無しにかかわりなく、企業の求める条件にあわなかっただけである。

その会社に入らなければ、他の会社へプロポーズすれば良いのであり、人より採用試験の回数が多くなる位のことである。現実は社会の中で多くの吃音者は会社員とし

てはたらいている。

(『全言連ニュース』一九八七年十一月十八日発行)

最初に断って置かねばならないのは、これは「吃音者には就いてはならない仕事があるはずである」という論理に対する反論として論理療法(?)として展開されているということです。けれども差別ということを決して問題にするまい、という意識があるのでしょうか、差別に対する反発に差別を受け入れる論理を持ってしています。

一体これは何を言いたいのでしょうか。結婚や就職という選択はどうでもいいこととしてあるのでしょうか。もしこのような論理が通るなら、奴隸さえも生きているのだから幸せということになります。

かの論者の指摘は差別の普遍性ということを取り違えています。即ち絶対的排除の意味でとらえています。けれども、排除せられる傾向が強いということが普遍性を有しているという形の排除—相対的排除をとらえきれていません。

それは例えば、女性差別において、イギリスの首相と国王は女性だからイギリスには女性差別は存在しない、と言えるでしょうか? これはフェミニズムで言われている、男と女の非対称性の問題として端的に示します。

そのことはもう一人の「吃音者」の悲喜劇にも示されます。ある自分自身が「吃音者」である吃音研究者が企業向けアンケートを作りました。その一項に「明るく前向きに生きる吃音者と暗く消極的な非吃音者とどちらを採用しますか」というのがあり、その回答が「吃音者を選ぶ」ということが多かったとして、「吃音者」に対する差別はないと結論しています。他の幾つかの質問と組み合わせれば本音と建前の研究に意味があるかも知れないこのアンケートの質問はむちゃくちゃです。もし差別を問題にするなら「明るく前向きに生きる吃音者と明るく前向き生きる非吃音者とどちらを選びますか」という質問にすべきです。けれどもこれも論理的抽象です。人生経験が豊かで、何を差別と言われるか知っている企業の人事課の社員なら、「そのような質問には答えられない、人事採用は具体的な人物を見て総合的に判断する」と答えるでしょう。けれどその答えをもって差別がない、と言えるでしょうか。現実の場面で「吃音者」がもし「吃音者」でなかったら出世できたのにという思いにとらわれ、又、他者からも同じようなことを言われます。それが勝手な当事者意識だと言われるかもしれません。でもその「思い込み」にはそれなりの根拠があるのです。それが過大的にとらえているにせよ、その社会に流通している差別意識です。確かにステigmaを超える能力をもてば、努力によってそれをカバーしえれば、排除されないかもしれません。しかし、他者以上の努力を必要とするということはそれ自体が差別の存在を意味しています。ですから、総体的に見れば下位にあるということになります、それが非対称的ということで、相対的排除ということです。

先程述べた女性差別の問題でも女性の「有能な」とされる指導者は存在します。しかし、総体的にとらえ、多くの個々の具体的な場面をとらえていく時、決して差別はないと言えないのではないでしょうか。

そもそも下位一上位という関係が存在すること自体が問題になります。そこには労働力の価値を巡る差別の存在があり、それを差別としてとらえられないが故に相対的排除の問題がとらえにくくなっています。労働力の価値を巡る序列は相対的排除の構造そのものです。そして個々はその位置一差別構造の中に役割として組み込まれていきます。だからその構造自体が問題になり、その意味では総ての人が被差別者です。

相対的排除は複雑な心性をもたらします。

この問題にはマージナルパーソンの問題を援用するとはつきりします。

別な場所でも繰り返し書いているように、マージナルパーソンという実体的人がいるわけではありません。マージナルパーソンを日本語に訳すると「境界人」となります。即ち、境界線上に位置するどちらに属するかあいまいな人達という意味になります。だが、それは当事者意識として、あいまいなだけであり、第三者的にとらえれば明らかに被差別の側にいます。いわば、被差別の側にいながら、差別者の側の意識にとらわれている人、もしくは差別者の側の意識と被差別の側の意識の間で揺れ動いている人をマージナルパーソンと規定しています。尤も、注意しなければならないのは、差別—被差別の関係が存在するところで、差別の側は優位にあり、被差別の側は差別の側の論理から完全に自由であります。即ちなんらかの心理的マージナリティに陥らざるをえないとはいいます。さらに、相対的排除の性格の強い差別を受けている被差別者が比較的に心理的マージナリティに陥り易いとも言えます。

マージナルパーソンとは、相対的排除の性格の強い差別がもたらす心理的マージナリティに陥った人を言います。逆に言えば相対的排除ということを見切れないところで、マージナルパーソンという心性が生まれるとも言えるのです。

この相対的排除を差別としてとらえられないということから、様々な混乱が生み出されます。相対的排除の心性として尤も端的に示しうることは、同情です。それは被差別者にスティグマ（負性）を押し付けるということを意味し、優越感に裏打ちされた差別意識でしかありません。

ここで注意しなければならないのは、差別というのは差別意識とイコールではないということです。現実的行動や構造としても現れます。けれども差別意識—上下意識を伴わない差別というのは有り得ません。けれども問題は当事者にはその上下意識が自覚的ではないということです。

問題を相対的排除の性格の強い「吃音者問題」に引き付けて論じてみます。

「吃音者」の吃音に対して、笑いは明らかな排除—絶対的排除です。そして倫理的に反応してはならないとした緊張した沈黙も同じことでしかありません。更に、「励まし」や「アドバイス」があります。いわく「落ち着いてゆっくり話なさい」「相手はさほど気にしていないから・・・」「吃音とは気持ちの問題だから」、それらの発言が「吃音者」に蟻地獄的葛藤をもたらすことを見れば、このアドバイスの意味は明らかです。これらのアドバイスはいずれも吃音に「どもらない方がよい」という「吃音」にスティグマの烙印を押した上

でなされます。だからこれらの類いのアドバイスは負のサンクションしか意味しません。

よく「吃音者」が勝手に葛藤しているという人がいます。けれどそれは小さい時からのサンクションの積み重ねで、「どもりは悪いもの、劣ったもの」という社会的な価値観を内化してきた結果でしかないので。なにも言葉だけではありません。まなざしや沈黙がサンクションとして機能します。我々「吃音者」はいわばまなざしの恐怖の中で生きてきました。そして、そのことからこの吃音をスティグマとする社会の変革抜きには何等かの形でこの価値観にとらわれざるをえません。

「障害者」への役割期待は二つのパターンがあります。一つが、社会の片すみで迷惑をかけないように生きよという絶対的排除の性格の強い役割期待であり、もう一つは努力して「健常者」に近付けという同化という形の相対的排除の性格の強い役割期待です。そして、「重度一軽度」、「障害別」で役割期待一差別の形態の違いが現れます。ですが、この章の最初に述べたように、形態の違いは「差別の重い一軽い」ということとは違います。

「吃音者」が他の「障害者」に出会った時に、何故（「自分達より障害の重い」）彼らが明るいのだろうという驚きがあります。「吃音者」で比較的「重度」と見られている人が開き直り、積極的に生きている場合もあるし、逆に他者からは「吃音者」と分からぬ人が、隠そうという気持ちの中で葛藤に陥り、自分の殻に閉じこもっていたりします。人種差別における「マージナルパーソン」の研究も、相対的排除の性格が強い差別を受ける人が逆に葛藤に陥りやすいということを示しています（H・D・クラーク『差別社会の前衛』）。

この差別の形態の違いから、受ける形態の違うものは相互に理解しがたい、という人がいます。確かに困難さはあります。それは、足を踏まれた者の痛みは足を踏まれた者にしかわからない、という言いかたに現れます。では、顔を殴られた者は足を踏まれた者の痛みはわからないのでしょうか。

この差別の形態の違いを差別の「重い一軽い」の論理、差別の根源的総体論ととり違え、他者の痛みをとらえ返すことを spoil しつつ、被差別者がその反差別の未来を切り開いていく作業に自らが分断を持ち込む歴史的な悲喜劇を繰り返してはならないと思います。

第3節 差別形態論各論

差別の形態について絶対的排除と相対的排除というモーメントについて述べました。これをもっと細かく規定してみます。誤解が生じうるので、念のために書いておきますが、これは差別の軽い重いということではありません。絶対的排除の性格の強い差別は顕在的で分かりやすい差別です。相対的排除の性格の強い差別はとらえにくいのです。そこで絶対的排除の性格の強い差別を重い差別、相対的排除の性格の強い差別を軽い差別ととらえる傾向がでてきます。その問題は精神的拷問と肉体的拷問とどちらが辛いかという問題に類比します。これについては個々の形態について述べる中で明らかにしえると思います。分節化するために図式化することで、物象化してしまう危険性があるのですが、分節化の作業として押さえてください。

(イ) 抹殺

抹殺とはもっとも絶対的排除の性格の強い差別です。「死」ということを負価値として規定しそるならば、「純化した絶対的排除」と規定し得ます。

例えば、ナチス・ドイツの「精神障害者」二十七万五千人の虐殺、ユダヤ人、ユマなどの虐殺はこの端的な例示です。けれど、当事者の間では、この差別さえ合理化されたのは周知のことです。

更に、これ自身も宗教的粉飾で、「死」が美化されます（もっとも「死」 자체を負価値として規定すること自体に「障害者」差別につながる論理を有しているのですが、話が複雑になるのでここでは詳しい論考は省きます）。ナチスが「障害者」の大量抹殺をしたときに花に囲まれた安楽死として、死んだ方が幸せという論理で、絶対的排除という性格をズラしています。そういう意味で「純化した・・・」という論理が成立しなくなります。とりあえずの絶対的排除の性格の最も強い差別として示しうることです。

(ロ) 隔離

これは先程の例で言えば、ナチスのユダヤ人などのゲットーへの収容に対応します。これが抹殺の前段階であったという性格があるからと言って、軽い差別というとらえ方は妥当しません。蛇の生殺しという表現もあります。そのような中で自ら死を選択する場合もあることをとらえると問題の所在は明らかになります。

隔離の差別性ということがとらえにくいけースは「障害者」の隔離です。コロニーへの「障害者」への収容は、「障害者」への介護を保障することとして、一時は親の要望を受けて、積極的に推進されてきました。そのコロニーの性格として、「介護の合理性」の名の下に、物のように扱う管理方式が様々に批判されてきました。そもそも「介護の合理性」の下に一か所に集める管理方式がとられたのです。この隔離という形の「障害者」差別は、「働くからざる者食うべからず」という思想の中で、「障害者」に対する差別が差別としてとらえられなかつた歴史の中で、一歩の前進というようなとらえかたをされてしまいました。しかし、隔離が差別ではないというとらえ方はできようもないのです。隔離されて管理されて来た「障害者」がコロニーから自立を求めて、生きられなくなくという危険を犯してまで、自らが介助者を探し、コロニーから抜け出して自立していく、自立の家作りをしていくということが、70年代に相次いで起きて来ました。「筋ジスの障害者」が、命が縮まると警告されても、病院を抜け出して自立の家を作つて、生きて死して行ったことなどの例は、隔離が差別ではないという論理を否定します。

さらに差別がとらえにくくなるのは、教育課程における差別の問題です。養護学校の義務化、これは「障害者」が教育からも排除されていた歴史の中で、養護学校で教育を保障しようということですが、でも何故養護学校なのかという問題です、その推進者の応えは、専門的な教育が必要であるということなのですが、では何故「普通校」で専門的教育が受けられないのでしょうか？ そのことは、コロニーの問題と同じで結局合理性の問題として出されて来ています（しかも、よくよくとらえていくと「健常児」サイドから見た合理

性になっています。)。そこでいう専門的教育とは何か、をとらえると、「健常者」にいかに近づくかということでしかありません。そして、この社会ではそのことを当然としてかつては疑うことはありませんでした。養護学校の義務化ということで問題になったのは、「障害者」は「健常者」に近づかなければならぬとか、「健常者」に近づきたいと思っているに違いないという論理の押し付けであり、生き方の押し付けです。「障害者」の親が子供を普通学校へという要求を出し、実際に普通学校に進もうとする時、進んだ時、「専門性をもった教育が受けられないのは、子供（「障害児」）の不幸だから、親の勝手な思いで子供を結局は不幸にする」という批判がでてくることがあります。しかし、この場合親は、子供の「障害の受容」ができないでいる親の場合は別にして（少なくともそんな親は、「普通学校へ」という方針は余り出さないでしょうが）、「障害者」が隔離されて生きて行く方向を拒否することとしての進路の選択です。本当に問題になっているのは、「健常者」の中に「障害者」が入ると勉強が遅れるという類いのことしかないのであります。もし、専門教育が必要として、専門教育も求めるとして、何故、普通学校で受けられないのでしょうか？ そこに近代合理主義の論理が働いているのではないでしょうか。

さて、現状では普通学校に行っても必ずしも「障害児」は幸せではありません。というより必ず壁にぶつからざるを得ません。「障害者」同士で暮らしていた方が「障害者」にとって幸せではないか、という提起も出ています。「障害者」の社会参加ということが言われるけれど、その参加すべき社会がどうしようもない社会なのに何故あえて参加するのか、という主旨の提起でしょう。

最近、コミュニティという表現がよく用いられるようになりました。「障害者」運動の仲間作りの中で用いられるようになった表現です。このコミュニティというのは自らを隔離することではないか、という自問も出ています。

これについては、次のように答え得るでしょう。

強いられた空間と自らが作り出す空間は違う。強いられた空間は、管理される空間であり、そこにある「障害者」には輝きがない、自らが作り出す空間—コミュニティに生きる「障害者」には輝きがある、という言い方がされます。管理される空間は自塞的だが、コミュニティは開いているとも。勿論管理される空間を自らのコミュニティと変えて行くという戦略も将来的には問題になるにしても、少なくとも今は、管理された空間を抜け出し、自らのコミュニティを形成していくという戦略がたてられるのだと。勿論、コミュニティつくりに過大な幻想を抱くことはできないのですが。

現在、「障害者」運動の前進の中で、そして一方の福祉の切り捨てということの中で、インテグレーションやノーマライゼーションということで、隔離ということが否定されるような傾向はでてきています。ですが、この差別形態各論の最後の項で述べる「同化」の問題とも結びつくのですが、リハビリテーションの思想、世界観はこの社会にはっきりと貫通しています。決して、差別が軽くなる方向に澄んでいるのではなく、差別の形態変化が起きていることとして押さえておく必要を再度提起しておきます。

(ハ) 排除

‘排除’という言葉を広い意味で差別ということと同意義で使ってきました。差別というのは、何らかの、共同体・共同性からの排除です。抹殺—隔離—排除—抑圧—融和一同化を広い意味での排除の方法論一形態としてとらえます。

ここでいう「排除」は狭義の排除で、共同体一なんらかの集団から外すという行為を指します。いわゆる共同体・共同性から外すという行為そのものです。

更に補足説明すれば、その排除が上下関係を伴わない排除はここでの論考の対象外です。しかし、命名判断に常に価値判断が付帯しているという意味では、上下関係のはっきりしている社会では、まったく上下関係を伴わない排除というのは、極めてまれです。上下関係を伴わない排除というのは、かつて「ケガレ」が聖賤の両義性があり、水平的な排除であった、ということに類比しえます。その例を現在の社会の中では、私は示し得ません。

けれども、逆の場合もあります。差別は社会的に「上」から「下」へ向けての排除ですが、「下」のものが「上」のものを排除するということはあり得ます。最近よく使われるコミュニティの形成ということ自体にそのような内容をはらんでいます。このことは、排除は排除であるが、差別の一つの形態としての排除ではないと言えます。これは、この項で問題にしている排除には含まれません。そのことは共同主観的意識性として、上下関係がどのように形成されているか？ ということが問題になります。一つの差別事項について、一つの時空間において上下関係の普遍的意識があるかどうかということが、差別（意識）があるかどうかの判断となります。もちろん、フロイト的無意識の問題も含めてです。

この差別のベクトルは一定方向を向いています。最近、「逆差別」ということがよく言われていますが、差別の共同主観的意識性が逆転しない限り（そのような例を私は知りません）、「逆差別」ということはありえません。それは、反差別の運動が個別被差別の運動のワクに限定されないで、横のつながりをいかに広げていけるかという課題の問題でしかないのです。

この排除ということを具体的な例でしめすと、最も分かりやすいことで言えば、入学試験や入社試験でふるい落とすことがあります。募集の段階で、最初から対象外にする場合はこの排除の性格がはっきりします。

けれども問題はストレートではありません。それは、能力の問題での差別ということが差別としてとらえられないことから来ています。例えば「障害」があるから差別するのではない、能力がないから区別するのだという論理がまかり通ります。それらのことは、今の時点で差別としてとらえられることが、かつては差別としてとらえられなかつたという問題にも通じます。近代以降、「障害者」差別はかつては当然のこととしておさえられていました。女性差別が問題になってきたのも、せいぜい数百年の歴史です。

もうひとつ排除の性格が分かりにくいのは、相対的排除が排除としてとらえにくいくことに通じています。試験に落とすということや試験の対象外にするということは、その判断基準を洗うということで、比較的「客観的」に判断しやすいのですが、昇進とか、恣意

性のある判断を洗うことは難しいです。例えば、求人一求職の場合、この会社のニーズと合わないから落とす、他のニーズと合うところへ就職すれば良い、という論理がでてきます。そのニーズが特殊で普遍性をもたない場合は確かに差別とは言いがたいのですが、そのニーズが一定の普遍性をもっている時は明らかに差別です。しかし、ここがダメでも他があるという論理で差別が曖昧になります。

もう一つ排除の問題で分かりにくい問題は、結婚差別の問題です。結婚対象を選ぶということの中にその人の世界観が示されているのですが、その世界観の中での差別性の問題がはっきり示される場合もあるのですが、むしろ好き嫌いの問題で、好き嫌いは単に性格が合うか合わないかの問題だという言い方で処理されてしまう場合があります。しかし、好き嫌いということが、差別感を含む価値判断の端緒であるという指摘もできます。

(二) 抑圧

実は、この項は論考の最初には入っていませんでした。論考を重ねている内に、最初の差別各論の項から抜け落ちることから浮かんできました。

もっとも端的な例は力を背景にした「～～すべき」「～～すべし」という強制、威圧などを示し得ます。

それだけでなく、もっと日常的な、嘲笑とか、同情、まなざしによる差別の例などもこの項に入ります。

「障害者」差別の問題で言えば、嘲笑とか、まなざしによる差別の例が指摘されてきたし、同情ということの差別性が繰り返し指摘されて来たことで示し得ます。「～～すべき」という問題では、「障害者」対策としてとられ、また「障害者」自身もとらわれているリハビリテーションの論理が、この「障害者」は「健常者」に近づくべきであるという論理での抑圧となっています。このことが何をもたらすかということは、アリ地獄的ジレンマに陥る「吃音者」の例を持ち出すと明らかになります。「吃音とはどもるまいという意識がなお一層どもる行為をもたらすという一連の行為を指す」という規定の仕方がありますが、どもるまいという意識がどのように形成されるか、ということを詳しく辿って行くことによって、この抑圧の項の実際の中身を示し得ると思います。例えば、全言連の『どもりの相談』というパンフレットに子供の吃音を治す方法は分からぬが、子供をどもりにする方法はある。子供が言葉で詰まったときに、「落ち着いてゆっくり話しなさい」と繰り返し言う（一負のサンクション）ことである、という主旨のことが書いてあります。この「落ち着いて・・・」という言葉が抑圧として機能しています。逆にスムーズに話せた時に「やればできるじゃないの」という励ましも、どもることはいけないことだという意識を植え付けることになります（一正のサンクション）。抑圧として機能しているのです。そして言葉でなくても、表情（顔だけでなく身体全体を含めた表情）、例えば眉を動かす、後ろ姿から見た肩が落ちてさみしそうだ、ということで抑圧（サンクション）として働くのです。

この抑圧ということは、前文節（ ）で先取りして説明しているのですが、役割理論の

サンクション（賞罰）につながっています。

「障害者」に対する役割期待は2種類あると言われます。一つは隔離を受け入れる従順さであり、もう一つはこの「～～すべき」という論理で、後の項の同化ということにもつながっているのですが、「健常者」に近づくために努力すべきというということです。「障害者」はこのサンクションの中で、「健常者」の価値観を自らの価値観としていきます。そのとらわれの深きはリハビリテーションの論理に「障害者」も押しなべてとらわれていることに端的に示されます。この抑圧を抑圧として感じさせないという「障害者」の負の歴史を押さえておかなければなりません。

(ホ) 融和

‘融和’という言葉は部落解放運動の中で語られて来た概念で、これには二つの側面があり、一つは、次の項の同化の概念と似ていますが、その同化との区別としては、{差異}が共同主觀的意識として明らかな場合は同化であり、融和はそもそも「差異がない」ところで差別されて来た歴史性の中で、その歴史性を無視されて、同一化しようとする施政者—差別者側からの統一化の動きとして押さえます。また施政者—差別者側の論理を受けた被差別者もその動きに呼応してしまいがちでもあります。

この「融和」は「寝た子を起こすな」という言葉に端的に現れますが、被差別の歴史性・現実性を捨象して、倫理主義的に差別を問題にしても差別はなくなりはしません。「融和」には、なぜその差別があるのか、歴史的にあり続けるのか、というとらえ返しが欠落しているのです。

もう一つ、「差異がある」としても、差別の歴史性を捨象して、現実にある差別を棚上げして、「仲良くしていこう」という形での働きもあります。勿論そこで被差別者の不利益が解消されているわけではないのです。

運動の歴史性としても押さえておかねばならないことがあります。それは「ゆわれなき差別」という論理です。それは幅広い運動つくるのにかなり、有効に働いたのですが、両刃の剣でした。差別をとらえそこなう融和主義的なことを生み出しました。これに対しては「ゆわれなき差別もゆわれある差別もない」と批判されてきました。差別ということをきちんとおさえれば融和主義ということが差別の解決へ向かうものではないことが明らかになります。

(ヘ) 同化

「同化がなぜ差別なのか？」という反論が出てくるかも知れません。

同化というのは、「違い」があることを前提にしていて、「上位」にある個人—集団が「下位」の個人—集団の「差異」を消し去ろうとする行為を指します。その「下位」の個人—集団のアイデンティティを否定することになります。自らのアイデンティティを消失させられることの辛さということは大変な問題です。

それは同化とか同化政策として語られて来た歴史をとらえることによって明らかになります。その概念がもっとも用いられて来たのは、民族問題—民族差別においてです。

しかし、問題はすでにもっていたアイデンティティを否定されるということだけではありません。民族差別の問題で言えば、二世三世の問題があり、アイデンティティが隠されていて、アイデンティティを獲得していく努力ということがあります。マージナルパーソン心理的マージナリティの問題として語られる葛藤の問題が起きます。

「障害者」差別の問題においても、「障害者」が何とか「健常者」に近づこうとする中で、卑屈さを引きづっていくという問題があります。これは、はっきりとした強制というより、日常的なサンクションの積み重ねの中で、自らが当然のこととして、同化—「違い」を消し去ろうと努力する道を進むのです。その根の深さは、「障害者宣言」をした「障害者」も深層心理的に「健全者幻想」にとらわれるということの中に示されます。

同化ということは、純粋な形での同化としてはありません。建前としての形としての同化で、内実は排除しているということが多々あるのです。また絶対的排除的性格としては排除しないが、相対的には排除しているという形態と、セットで同化ということが進められるということが常です。

それはこの差別形態論各論総体にも言えることですが、これらの各形態が单一の純粋な形であることはまれで、色々なモーメントの「組み合わせ」としてあるということを、きっちり押さえておきたいと思います。例えば養護学校の義務化が、同化を名目にした隔離であるとか、日本の朝鮮・台湾併合で天皇の赤子と同化を呼びつつ、実際排除ということが厳然と続いていることなどなど。

差別の形態の違い、その重層性を押さえつつ、差別の軽重の問題にすり替えてはならない、という指摘でこの節をまとめておきます。

(補稿) 差別は軽くなったのか? 解消する方向で進んでいるのか?

最近他者と話していく中で、良く出てくる話があります。「福祉制度が進んで、障害者の社会進出も進んでいる、何を今更、差別ということを問題にするのか」

確かに、以前と比べて「障害者」の社会進出は進んでいます。けれども、それが差別を問題にしないで済むような進出の状況でしょうか? その問い合わせの応答として、「日本の福祉制度は他の「先進国」に比べて遅れている。けれども、時間がそのことを解決してくれる」という意見が返って来ます。

更に、アメリカの公民権法による割り当て制や、日本の「同和」政策の中での住居の建設、道路の整備など生活環境の整備、又公務員への割り当て的就職などに対して「逆差別(*1)」という論理さえ生まれています。

けれども、果たして差別は軽くなる方向で進んでいるのでしょうか?

福祉が進むということは人権論的な最低保障ということで進んでいます。確かに経済の高度成長ということで金銭的な底上げは進んでいます。けれどそれは格差が少なくなる一差別がなくなるということを意味するでしょうか?

「福祉制度があって良いな」という言葉さえ出てくる背景には、(相対的に)「障害者」

が最低的な生活に追い込まれていることを前提にしていて、それが当然という論理で、その底上げに対するねたみ的論理が働いています。確かに部分的には最低のレベルを越える場合があり、それがおかしいというような論理—逆差別という論理さえ孕んでいます。何故「おかしい」という論理が働くのでしょうか？この「障害者」に対する差別意識の底には、広く流通している労働観—働くもの食うべからず—という論理が働いているのですが（実はこの「労働」という概念こそが問題にすべきことなのですが、話がそれるのでここでは禁欲します）、金利などで生活している金持ちなどには向けられません。

更に、話が脱線しますが、この問題には貧富ということで語られて来た問題を持ち出せば分かり易くなります。貧困というのはその時の文化の情況に規定された貧困であり、食べ物が増えた、衣服が増えたということが貧困でなくなったということを意味しません。その時の文化情況に合わせて、その水準ということから貧困か否かということが規定されます。それは相対性ということで表現しうることで、絶対量として豊かになっても、それは貧困がなくなったということを意味しません。

たしかに、「障害者」が「障害者」であるということで絶対的に排除されることは以前に比べて少なくなりました。けれどもそれは差別がなくなったとか、軽くなったということを意味しません。それは差別の形態が変わったということしか意味しないのです。

逆の例からもそのことを示し得ます。例えば以前差別の問題を各論的に論じた本に「障害者」差別の項はありませんでした。では差別は存在しなかったのでしょうか？

確かに当事者意識としては差別はなかったのです。それはその時の差別が今の時点からとらえると（第三者意識的にとらえれば）絶対的排除の性格の強い差別で、明らかな顕在的な差別なのだけれども、その時は排除されるのが当然という意識が広く流通していて、差別をとらえられなかつたのです。

もう一つ同じような例があります。被差別の中で生きてきた被差別部落の人が、被差別部落一部落差別ということを知らないということがありえる、ということです。確かに被差別の結果としての貧困ということがあったとしても、そのことを自覚せずに、被差別の共同性の中で生きていて、貧困ということを（これ自体も差別であり、差別の結果でもあるのですが）とらえても、直接的排除の経験を自覚しえないということがあります。それは「障害者」の場合も養護学校や盲学校ろう学校で生活してきた「障害者」が直接的被差別の経験が少なかつたということにも類比します—逆に「健常者」と一緒に学んだ「障害者」の方が被差別ということを自覚する場合が多いこともあります。もっとも学校を卒業した後で直接的な被差別の現実に直面することになります。この場合でも、いわゆる「重度の障害者」の場合は親がクッショնになる形で直接的な被差別に直面しない場合もあります。そういう場合は親が矢面に立つことになります。だからこの場合は親との軋轢や親の「障害者」殺しという形で差別が顕在化します。もっとも親との軋轢が差別の問題として自覚されることはないのです。ここからスリカエが起きるのです。

このスリカエは転化ということではありません。「他の差別」の問題と絡み合ってとらえ

にくくなるという問題です。

例えば女性差別の問題がそのことに端的に示しています。女性の雇用機会均等法という法制定が女性差別を解消したのか、していくのか？ という問い合わせがその答えを見いだします。この法制定は確かに女性を絶対的に排除することを少なくするということを意味します。けれども問題が能力の問題にスリカエられただけで、逆に女性の中で二極化が進んでいき、そしてその「下位」が「上位」をも規定していきます。差別されて来た歴史性の問題や、何故差別が存在するのかということをさて於いて、倫理や道徳や法制度によって差別を禁止しても差別はなくなりません。男の育児休暇制度を認め、推進していく北欧などの福祉先進国において、男と女の非対称性は解消しているのでしょうか？

女性差別は家事労働という分業の存在と、労働という概念が存在する限り解消されることはないという指摘があります（上野）。

「障害者」差別に関しても同じようなことが言えます。日本の場合はまだまだ絶対的排除の性格が強く、差別がなくなって来ているとか、減少する方向で進んでいるとか、とも言い得ない現状ですが、ヨーロッパやアメリカでは「障害者」であることで排除してはならない、という理念は普及してきています。確かに人権論の波及の中で、「障害者」ということで差別してはならないという趨勢で進んでいるとは言えます。

だが、その実態はどうでしょうか。

例えば国連の「国際障害者年行動計画」においても、基本的人権論と共に出てくるのは、「障害の防止」や「リハビリの推進」ということです。「障害」をステイグマ（負価値）としてとらえることにおいて何も変わっていません。現実の差別意識においても以前とさほど変わりが無いという指摘もあります（川内）。

アメリカでADA法（「障害をもつアメリカ人法」）の制定は画期的なことと言われています。しかし、「障害者」に対する差別は労働力の価値を巡る差別として、「重度の障害者」に対する差別—労働不能と規定した「障害者」への絶対的排除の性格の強い形態の差別をなしつつ、一方で「障害者」の社会参加という名の下で（リハビリの論理）、努力によって「障害の克服」を求める、強いる中で相対的下位に組み込んで行くという相対的排除（＊2）の形態での差別があります。この二つの形態は実はこの社会の「障害者」に対する役割期待としてもあります。内容的には「障害者は迷惑をかけないように社会の片隅で生きなさい」—「努力して障害を克服しなさい」ということです。

ADA法は表に現れる差別をたたくという論理で差別を問題にしているだけで、差別とは何か、何故差別が起きて来るのかを問題にしえていません。だから差別を問題にする時に、その差別がよって立つ論理—競争原理の下に、競争する権利の保障に問題を集約しています。

そもそもよってたつ人権論自体が差別的内容をもっています。人権論は法の下に国民は皆平等であるという論理で成り立っています。しかし、そのような平等は幻想にすぎません。そもそも出発点の違いの問題があります、そもそも差別されて来た歴史性の問題があ

ります。そもそも社会の構造自体が差別的関係性で成り立っている時に、法の下に平等ということがどういう意味を有しているのでしょうか。生産手段の所有への排除という差別、労働力の価値を巡るこの社会の根幹的差別を人権論は問題にしえていません。

この労働力の価値という差別—「労働」という概念をも問題にして—をも問題にしなくては「障害者」差別は止揚しようもないのです。

では他の差別はどうなのでしょうか？ 差別の解消可能性の問題は差別事項をステイグマとする普遍性があるか、継続するのかということが分かり易い目安です。総ての差別事項が解消しないとは言いえないかもしれません。しかし、差別の構造が存在するところでは差別が解消していくということは考えにくいのです。この社会が（労働）能力の問題にスリカエる傾向をもつとはいえ、個々のという形で現れる（＊3）被差別事項はその能力の問題と絡みあっているのですから、能力とか労働とかいう概念のあるところで差別はなくなりはしないのです。

ただ、繰り返し書いていますが、差別の問題が絶対的排除から相対的排除の性格へモーメント移行しているので、差別がとらえにくくなっています。けれども注意深くとらえると、まなざしとか、同情という差別意識とか—「助け（てあげ）る」という言葉などで示される—、結婚差別における「単に好き嫌いという問題」へのスリカエとか、能力の問題へのスリカエとか、色々なスリカエで差別が陰化しています、けれども無くなつた訳ではないし、軽くなつたのでもありません。位階の問題としては、非対称性の問題でとらえると明らかになってきます。

意識の問題としては、次のように提起できます。

嫌悪という差別から同情という差別に変わったということが何か喜ぶべきこととしてあるのでしょうか。笑いという差別が倫理的沈黙に変わっても、何も前進にはなりません。場面場面で、人それぞれどちらをつらく感じるかの違いがあるにせよ、打撃を受けることには違いはありません。1発のストレートよりも、積み重なるジャブの方がダメージが大きい場合もあります。

以前の怒りの対象のはっきりした差別から、とらえにくくなつた差別、見えぬ手からの差別という形で差別があり続けています。肉体的拷問を拷問としてもとらえて、巧妙な精神的拷問を拷問としてとらえにくいのです。決してそれは拷問の軽重の問題ではないのです。差別の問題においても、形態の移行は差別の軽重を意味しません。この差別の形態の移行問題を差別の解消の問題にとり違えてはならないと思います。

最後にもう一つだけ断っておかねばなりません。それはこの形態の変化は、反差別運動の成果としてあるということ、絶対的排除にたいする反差別の運動が反差別の仲間作りを進行させてきたこと、そして反差別の運動がこの形態の問題を形態の問題としてとらえる中で、相対的排除の差別を差別としてとらえることに進んで来ていることを押さえて置く必要があるでしょう。フェミニズムは「（個人的に）頑張ろうなんてやめにしよう」と提起しています。個人的に努力するということが相対的排除の中に組み込まれて行く歴史をは

つきりととらえ返しています。「障害者」運動も「社会参加」や「自立」という名の下に相対的排除の形態の差別へ組み込まれて来た歴史をもとらえ返しつつ、差別の根っこに迫る運動に踏み出す時ではないかと思います。

注

(* 1) 逆差別

「逆差別」という論理は、反差別の運動が進んでいく中で繰り返し起きてきています。確かに、現在進んでいる法制度による「差別の禁止」が、差別の「解消」にどのような役割を果たし得るかの問題はあります（しかも、差別を根源的にとらえていません）。しかし、「逆差別」と声高に叫ぶ人達の論理は、差別の論理以外の何物でもありません。差別に対して中立ということはありません。差別の立場に立つか、立ってしまうのか—差別を認めない立場に立つかのどちらかです。「逆差別」と言う人は間違いもなく、差別者の立場にあります。「対等」とか「平等」ということをも口にしながら差別の歴史性、現にある差別の構造ということを捨象しているが上に、差別の論理にたってしまっています。

(* 2) 相対的排除

相対的排除が差別としてとらえられにくいということから、差別が軽減することへの幻想を生み出しています。相対的排除の形態については本稿参照。

(* 3) 「個々の」という形で現れる」

「障害者問題」については、これまで障害を「障害者」個人の問題に帰してきました。例えばWHOの障害規定は「①機能障害 (impairment) ②能力低下 (disability) ③社会的不利 (handicap)」という規定で、②③で関係性の問題を突き出しているけれども、結局①(②)で障害を個人の問題に帰しています。何故、<障害>が {障害} (— “障害”) としてとらえられる、「障害者」に内自有化して異化するのかということを問題にすれば、{障害} が実体としてあるのではなく、関係性の問題としてあることがとらえられると思います。これは、そもそも近代の実体主義的世界観自体から問題にしていくことになります。

断っておきますが、此處で私が言っているのは、よく言われる個人の責任か社会の責任かということで社会の責任に帰するということではありません。そういう対比をする時の、「社会」は実体化されてしまっています。実体主義自体を止揚することを問題にしているのです。

第3章 反差別各論

(はじめに)

私は根源的総体論的なことを中心に学習しつつ、根源的総体論を深める意味においても、少しずつ各論に当たっているのですが、各論のそれぞれの領域のこれだけはぜひ読んで置くべきと買いためた、「積ん読」している本を眺め溜め息をつき、それでも少しずつ読んで

いる本の中で紹介されている本、巻末の参考文献などで、これだけは読んで置きたいという本がますます増える情況に、ただ溜め息をつくばかりというのが、正直な情況です。まだ、まったく当たっていない領域も残されています。そのような情況でこの各論に至りついているわけですから、導入的な話でとどめざるを得ません。

新しい出会いを模索し共同作業に踏み込む必要を、この読者のみなさんと共に追求したいと思っています。

差別各論においても、いままでに根源的総体論、形態論とたどって来た方法論を援用して、細かく展開しうるのですが、ここでは各論を要点的に絞って、導入的にコメントして置きたいと思います。

(一) 生産手段の所有からの排除と労働力の価値を巡る差別

さて、差別の問題を各論的に網羅している本は今まで筆者が当たれている本でも何冊かあります。ずっと前に発刊された本には、「障害者」差別の項がない、等その時代に差別としてとらえられなかつた情況などが鮮明になってきます。最近、このような各論的に網羅している本は発刊されていないようですが、一番新しい本でも抜け落ちている項があります。それは、「生産手段の所有からの排除」と「労働力の価値を巡る差別」という項目です。差別をマジョリティーマイノリティの問題として誤ってとらえるのは、この差別の問題と女性差別の問題を欠落させていることもあるのですが、先進国と呼ばれる現在社会―資本主義社会（更に資本主義社会に規定される社会）において、差別が他の差別の問題も含めてこの差別の問題に収束していく傾向をもつことを考えるなら、この差別の問題をとらえられないことが、差別を差別としてとらえられないことを多々生み出していると言え得ると思います。

例えば、あの画期的と言われた、ADA法において差別を規定するとき、「個人の能力という以外において差別してはならない」という論旨になっています。逆に言えば、個人の能力ということにおいて差別することは、この資本主義社会においては当然のこととして、それは差別ではない区別だという論理がまかりとおりです。個人の能力ということは、この社会においては、商品生産ということを中心に見ますから、商品生産における能力、すなわち労働力の価値以外のなにものでもありません。

マルクスは「来るべき革命の主体はプロレタリアートである」という提起をしていますが、現在の労働者は、他の差別の問題と自らの問題との関係を明らかにしえず、総体としては、時として抑圧者としてさえ立ち現れています。さらに労働者が分断されている情況は、マルクス主義の終焉を語る根拠にもなっています。それは、労働者の問題を差別の問題としてとらえられないところから来ているのではないかでしょうか？

そして、日常的にも私たちは差別的な関係としてからめとられています。私自身の体験でもあるのですが、例えば、仕事で隣のひとが競って仕事をすると、ついつい競ってしまうとか、自分が差別を受けたときに相手の被差別事項で内心差別する心の動きをもってしまうとか、本を読んでいて、著者の学歴などを気にしたりしまうとか、「障害者」運動の広

がりを求めて手話の勉強を始めたのに、手話の技術を巡る競い合う関係に陥ってしまうとか、社会を変革しようとする運動の中で、「優秀な活動家」という論理に搦めとられてしまうとか、社会の変革のための理論として、理論化の作業をすすめつつ、「知の優位性」の観念的なものをもってしまうとか、そのような日常的な差別意識を問うことなしに、差別をとらえきることはないし、分断を超える反差別の広がりを求めるることはできません。

反差別のルポライター高杉晋吾さんは、「軍事を問題にする党派はその軍事の論理からして、差別的にならざるをえない」という主旨のことを書いていますが、「軍事とは別の手段をもってする政治である」という意味において、運動が政治的なものであらざるをえない以上、運動に効率をもとめざるをえません。その効率を求めることがとりわけ「障害者」差別につながってしまうという陥穽からどう逃れ得るのか？ 例えば、この理論化の作業さえフェミニズムの「ことばは男が支配する」という指摘からすれば、抑圧の論理となりうる可能性さえあるのですが、理論化というのは、運動に深化と広がりを求めて行く上に不可欠であり、確かに進歩史観的なことは批判され、繰り返しの日常性というとの意味を強調し得るとは言え、そもそも運動というのは、そこに何らかの問題があり、それを解決するということにおいて成立している以上、そこに有効性はついてまわらざるを得ないと言い得ると思います。

それらのことを、人の業だとか、自然の掟であるというようなとらえかたをしてしまいかちなのですが、そのことは何が差別なのか、差別とは何かということを常に検証しつつ、実践的に超えて行くしかない、超え得ることだと考えています。

話が少し脱線しました。話を戻します。

この項、労働力の価値を巡る差別、厳密に言えば、生産活動が商品生産労働となる中で、生産手段をもたない者、労働することで賃金を得ることで生きざるを得ない者の対象的活動にたいして、その労働に対する評価—能力として物象化された労働力が価値判断されるという差別、価値判断するということ自体を差別としてとらえる、そのことが超社会的なことではなく、一つの歴史的過程であるということをとらえかえす必要を提起しつつ、その画段階性をもった差別として「障害者」差別を押さえておく必要があると思います。この差別について前版において、これを「(一) 生産手段の所有からの排除と労働力の価値を巡る差別」の中に含めていたのですが、次の(二)に別立てします。

さて、この労働力の価値を巡る差別から派生する問題について触れます。職業のヒエラルヒーと学歴差別の問題です。労働力の価値ということからかなりバイアスがかかっているし、後の身分差別ということにも関連していくことではないかと思います。

職業差別、職業におけるヒエラルヒーは、肉体労働と精神労働の分離、精神労働の優位性というところの問題や、女性差別の問題で、女性が担う仕事だからと軽くみられるという他の差別との相互浸透性の問題があります。この職業のヒエラルヒーをどう見て行くのか？ ということが差別ということを問題にしていく時に大切になっていくのではと思います。マルクスは階級というところを中心に据えて、労働者の組織化を提起していますが、

階級概念は、生産手段の私的所有を巡る概念で、この職業のヒエラルヒーということがどうしても抜け落ちてしまう、そこで労働者が分断されていく現実を超えていません。この問題から階級形成の問題を立て直していくべきではと考えています。この問題だけというわけではなく、他のあらゆる差別の問題の対象化が必要なのですが、この労働力の価値を巡る差別ということがキーポイントになるのではと思います。

学歴差別というのは、日本の場合ペーパーテストでの判断というバイアスのかかったもので、ペーパーテストの範囲内での「能力」でしかないのですが、一定の労働力の価値ということに対応する差別であると考えられます。ただし、この学歴差別というのは、労働力再生産過程での差別に準じる問題ですから、労働力再生産への投資ということが問題になります。だから、その投資力を家族がもっているかどうかに一定の比例関係を見いだせます。実際に「東大生の80%が中流上から上の家庭である」という統計が示されたりしています。そういう意味で学歴差別には身分差別的内容を有しています。それのみならず、一つの派閥形成の論理があるわけですから、そこに既にある力関係の問題なども有しています。この学歴差別について、個別にとりあげられるのが、夜間中学の問題や、「障害者」の間でも形成されている普通学級—特殊学級—盲・ろう・養護学校—訪問教育—就学免除というヒエラルヒーの問題などです。

(三) 性にまつわる差別

この項は、女性差別の問題や、ホモセクシュアル（レズ）に対する差別をあげることができます。

この差別は、人の営為が、労働一家事—私的営為と分離していく中で、その家事を女性が主要に担わされる中で生まれた。女性が産む性として商品化される中で生まれた差別と言えます。そこには「最初の分業は男と女の間の分業である」という分業の問題と私有財産の相続という問題があるのですが、何故、分離が起きたのか、その分離が固定化される中で、平行的に様々な分業がつながっていったのですが、差別の発生論を明らかにできる分業に直接的関係の強い差別の問題です。

フェミニストの様々な論考があり、内部でもまだ決着がついていないようです。

筆者も、「産む性としての自然性に生産性の論理が働いて・・」という言い方を考えていたのですが、「女性が産む（授乳する）のだから、家事も女性がやる」となるという論理には、「女性が産むのだから、家事は男性がやる」という論理もあるはずで、なぜ押しなべて家事を女性が中心的に担うようになったかの回答は見いだせません。

分業の発生という問題から女性差別ということをみていくことと、家父長制の中身の女性に対する支配と両輪である長老支配の問題と関連づけてとらえていく必要があるのではなどとも考えていますが、女性差別の問題を家父長制から演繹しえるのかの疑問も抱き始めています。この問題にはまだ筆者自身も輪郭さえもとらえきれていません後日を期したいと思います。

ホモの問題は商品経済の中で、労働力の再生産を伴わない性関係は抑圧されるという問

題です。この差別の中で、男性同士のホモセクシュアルはHIV差別との相乗的差別で差別が拡大助長されています。

(四) 「身分」 差別

「身分」 差別とは、日本における被差別部落、朝鮮におけるペクチョン（白丁）、インドのアウトカーストなどの差別に端的に現れています。けれどもそれだけではなく、それらのいわゆる「賤民」 差別は画段性として現れているのであって、もっと日常的には、家柄などという意識で現れています。発生的には「身分」 差別は政治性の強い、作られたという性格の強い差別であるといえますが、これは封建遺制と言われるものではありません。資本主義社会の中に改編されている「身分」 差別は、私有財産の継続という性格の家柄意識となって継続しています。

今まで、「身分」 差別の問題は政治的に作られた、「支配の道具」というとらえかたをされていました。確かに、その性格は押さえつつ、なぜ、民衆がそのような分断に容易になってしまうのか、ということをもっと他の側面からとらえ返していく必要を感じています。他の側面との相互作用を考えていく必要があるのではと思います。それは職業のヒエラルキーの問題とも相互浸透している差別でないでしょうか？ また宗教的世界観の果たしてきた役割ということからも差別の問題をとらえ返していく必要があります。

(五) 民族・人種差別

この差別に関しては、最初共同体の同心円性にまつわる差別というとらえかたをしていて、物象化してとらえていたのですが、赤坂憲男さんの共同体の同心円性は農耕定着民族に限定される特徴という指摘から、むしろ「文化の違い」を政治的・経済的な力関係により優位に立つものが、否定するところから生まれた、生まれる差別ということができるのではと思うようになりました。否定の仕方の色々な形態が差別を差別としてとらえにくくしていることもあるのですが、民族問題は力関係があるということ、その力関係の有り様をとらえること抜きに、画一的に問題にすべきではないと考えています。力をもつものが、民族性を出すことはファシスト的エネルギーになりますし、抑圧される民族に、他の差別での統一した行動の提起は、抑圧されているという現状を捨象する時、はねつけられることは必然です。

(六) 政治的（経済的）力関係によって形成された差別

中央集権的社会における中央の地方に対する抑圧とか、その社会の中心的産業による他の産業に従事する者に対する差別とかを考えています。東北地方の方言が抑圧されることや工業化社会の中での農業従事者、その農業を中心的産業とする地域の人達への「田舎者」という差別的言辞がこの形態の差別を如実に表しています。

職業のヒエラルキーなどとの相互作用も指摘しうると思います。

第4章 反差別運動論

第1節 人権論

すでに色々指摘されていることですが、人権論は、その背景として資本主義の成立期に農村の共同体緒帶の中にあった人々が労働者として資本の下に組み込まれて行ったことで出て来ています。そのことは、ギルド的な徒弟的ヒエラルヒーから、機械化の進行の中で、労働が単純化されることと相俟って、抽象的時間労働として労働が抽象化されうる労働力の標準化の中で、労働者として搾取される平等というところから生まれて来ています。人権というのは生産活動の主格の物象化された労働力という概念の誕生と凡通化された商品化と共に、また世界観的には近代の実体主義の主格の実体化と並立している概念です。したがってそれは、極めて資本主義的な概念です。

人権論のおおわくでの完成は普通選挙権という形で、議会制民主主義の完成でなりたっています。この一票の下での平等という観念は、何をもたらしたのでしょうか？

まずは日常生活から政治レベルを切り離すことにつながります。更に、それで政治に参加しているという幻想を抱かせ、直接的行動の機会を少なくします。議会は数の論理で動いています。議論で話が進むのではありません。次の選挙の時にという恫喝を除けば、選挙が終わった時に政治的方向は既に決められています。一票の下での平等ということで、経済的社会的不平等が棚上げされています。政治的な平等も根源的總體論的利益でなく、目先の利益誘導や恫喝でごまかされます。残るのは平等という幻想だけです。

人権論の先駆者ルソーは、必ずしも議会制民主主義を理想形態としたのではなく、直接的民主制ということを理想形態として押さえています。ルソーの問題点は彼は政治的平等ということしか問題にしえていないということです。経済的不平等が政治的不平等と深く結びついているということをとらえていません。しかも彼の平等とは、男の「健常者」の平等です。彼が描く理想の人間像は、女性差別と「障害者」差別に深くとらわれています。

そこで、もうひとつの問題意識が生まれます。ルソーの限界性を時代拘束性として、彼の人権論に差別の問題を接ぎ木していくれば、人権論を完成させえれば問題は解決しうるでしょうか？

人権論には二つのコンテクストがあります。一つは、平等が基本的にすでにあるとしたところでそれに反することを押さえ込もうというところで出される人権論です。

既に述べたように、その平等とはせいぜい政治的平等に過ぎず、そもそも階級一生産手段の私的所有からの排除の問題を出せば、平等が幻想一ごまかしにすぎないことが理解できます。平等とは結果の平等ではなく、機会の均等であるという言い方で、この問題をごまかそうとしますが、そもそも私有財産制は機会の均等ということを保障していません。すでにもう何世紀も前にトマス・ペインが『人権論』という著書で王権継承の不当性について述べていますが、それはそっくりこの私有財産制についても援用し得ます。

この「人権を守れ」ということは「平和を守れ」という運動と類比できます。この社会を平和な社会として「平和を守れ」という運動が、平和であるとは考えられない人達の切

り捨てになるということをどう考えたらよいでしょうか？

もう一つは、人と人の平等な関係を作り出すというところで、すでに流布している人権論を利用しようというところで、人権論を持ち出す人達のことです。

菅孝行は「差異を差異として認め合う」というところで人権を立てています。人と人の対等な関係ということを目指し、それを敢えて物象化したところで、人権として目指すという方向性です。しかし、すでに差別根源的總體論で述べたように、<差異>が {差異}としてあらわれる事自体から問題にしていかなければ倫理主義に陥ります。倫理主義が利害のぶつかり合いの中で、崩壊するか、逆向きのベクトルとなって現れます—「倫理主義とはテロリズムの通路である」という観点からすれば、このような主旨の人権論がどのような意味をもち得るのでしょうか？

問題になっているのは、おそらく唯物史観の問題です。今日、いろいろな観点からマルクス－エンゲルスの唯物史観の定式に批判がむけられていて、マルクス葬送という観点から唯物史観の根本的とらえかたそのものをも葬送してしまおうとする動きがあります。確かに、その後のマルクス解釈も含めて定式化された唯物史観には問題があるにしても、生産関係（しかもマルクスは生産という概念を、物質的生産、類一人の生産、欲求の生産と位置付けています）と交通形態に留意し、そのことの社会的な規定性の重要な位置付けを与えるということは、葬りさられるべきものではありません。

我々の人権論に対する倫理主義という批判は、生産関係に留意したとらえ返しを欠落させているという批判でもあります。

さて、人権ということで論点になっているもう一つの内容があります。それは、差別を封建遺制というとらえ方をして、民主主義の徹底により現在の社会のワク組内で差別がなくなるという考え方をして、いわゆる二段階革命論的なところから人権論をとらえ「民主主義勢力の結集を！」というスローガンの下、利用主義的に位置付けてしまう場合です。これについては、次々項で述べるように差別の資本主義的な再編を見切れないところから来ているドグマとして押さえることができます。

そもそも人権というのは、人ととの平等な関係を物象化したところでのものいいです。物象化批判をなししつ、世界観の転換をなして、新たな思想性の獲得とともに運動を構築していくという趣旨で言えば、そのような人権論へのとらわれを退けることが必要ではないでしょうか？

第2節 融和主義

融和主義というのは、そもそも差別を封建遺制というとらえかたをしたところで、差別は時が過ぎれば自然になくなるという考え方から来ています。それについては、個々の差別について見ていかなければなりませんが、差別は単に意識の問題ではなく、経済的なことも含めて新しく再編されていきます。そもそも差別や資本主義のとらえかえしの不十分性から、再編されてあることのとらえ返しができていないことから融和主義が出て来てい

ます。そのことと相俟って、差別の形態の変化ということを差別の軽減ととらえ違えるという問題もあります。

これらの問題は男女雇用機会均等法とその後の一連の動きの中に見てとれます。

この法律の名が表しているように、これは雇用均等法ではなく、雇用機会均等法です。そこで機会を均等にしても歴史的な差別の積み重ねの中で、家事の担い手の中心が女性であるという現実の中で、そのことを不間にしたところで、女性への機会均等は絵に描いた餅になります。いやむしろ現実的に差別を無くそうという意志さえもみられません。ただ、女性の不満を融和主義的にかわしただけです。実際、「総合職」と「一般職」という振り分けの中で、そして人材派遣法の設定というなかで、重層化が進み、相対的には女性差別は減少するどころか拡大する動きさえあります。確かに絶対的に排除するというところでは軽減したにせよ、相対的な排除は変化しないどころか拡大さえしています。

もう一つ、「障害者」運動での融和主義的な動きを押さえておく必要があります。「障害者」福祉は絶対額からすれば予算はまだ拡大傾向にあると言えます。その中で、その延長線上に「障害者」の解放があるというとらえかたが起きて来ます。しかし、「福祉の切り捨て」は進行しています。「切り捨て」というのは必ずしも絶対的な切り捨てではありません。他の予算から比べて伸び率が低い、またニーズに合わせた予算がくまれていない、という形の相対的な切り捨てが問題になります。老人福祉法などの福祉8法「改正」の中で出て来た、外郭団体への委託などの合理化は安上がりの福祉と「受益者負担」をめざす「福祉の切り捨て」の動きを示しています。そして、「地域社会で共に生きる」という「障害者」運動のスローガンさえ織り込んで、融和主義的な動きとして現れて来ています。しかし、「障害者」雇用率の横ばい的状況や、さまざまな施策のサボタージュは何を示しているでしょうか？ 確かに行政は福祉を要求に対するアメとして進めてきました。そのことは、逆に運動の成果として獲得したこととして強調し得るし、そのような攻めぎあいの中にいくらかの活路は見いだしうるに違いありません。しかし、問題の根本的解決はなし得るでしょうか？ 資本主義社会が資本主義社会で有る限り、資本の論理、競争とあくなき自己増殖の追求は、「障害者」運動の論理と相いれない原理を有しています。その中で、「障害者」の解放がなし得ると誰が言い得るでしょう？ 他の差別の問題については、個別に展開していくかねばなりませんが、それは単に資本主義社会の基本的要素外のこととしてありません。すべて、資本主義的に再編されています。それは経済的なところも含めた構造の中にその差別が組み込まれているのです。だから、時が過ぎれば解決するとか、民主化すればとか、啓蒙運動によって一意識変革運動によって解決しうるという問題ではありません。

第3節 政治利用主義

政治利用主義にはいろいろなモーメントがあります。その一つは、組織の物神化です。運動のために、その蓄積ということを物象化した形で、その目的意識的追求のために組織

という概念が出てくるのですが、組織はあくまで運動の前進のための組織であって、組織のために運動があるのではありません。そのことが転倒する中で、組織の無謬性という独善的なとらわれや、セクト主義（排外主義）と組織内のヒエラルキーが形成されます。その転倒がさまざま、政治利用主義を生み出します。

政治利用主義を生み出すもう一つの背景は、反差別運動ということが社会変革の運動の中でどう位置付けられるのかという問題です。

これについては、一つは前々項で述べたように、差別を封建遺制ととらえることにより、本来の課題である階級闘争の組織化のための手段として押さえてしまう問題です。

更に、政治主義の問題があります。もっとも端的に現れるのは差別の「階級支配の道具論」や「私有財産制の属性論」です。「階級支配の道具論」は差別の経済的文化的側面をとらえないところで、政治のみに注目するところで、政治的攻防に流しこまんとする政党が陥りやすい政治主義です。これについては階級自体が、生産手段の私的所有とそれからの排除を巡る概念であることを押さえれば、階級支配という差別を階級支配の道具としてとらえるという循環論法に陥ることで、この問題性が明らかになります。「私有財産制の属性論」は私有財産制という生産手段の独占と排除がなぜ生まれたかを不問にする循環論法に陥っているのです。

押しなべて、階級政党が差別の問題と階級闘争の関係を明らかにしていませんでした。というより、「階級支配の道具論」にみられるように、階級闘争の一つの戦線的にとらえたり、階級闘争に従属することとしてしかとらえていなかった負の歴史があります。そのようなところで差別の問題が政党の組織化の手段としてしかなかったのです。

左翼政党の間で前衛党論が繰り返し出て来ていますが、左翼政党は大衆運動の初期において前衛としてあらわれることがあったにせよ、その硬直した理論と、運動への取り組みの政治利用主義的限界から、既に組織総体としては後衛でしかありませんでした。それが運動の現実だったことを総括すること抜きに、この政治利用主義の克服はありません。

第4節 反差別運動論

これまで、「差別とは何か？」ということの輪郭をたどってきました。短い言葉でまとめようすると、たどって来た、そしてその中で共有化してきたことを逆に台なしにしてしまうことを恐れつつも、敢えて言葉化してみます。差別とは、厳密に言えば「差別を受ける」とは、

分業と私有財産制の波及の中で、関係性の中の分節化される個人が実体化され、その内自有化される「属性」が“差異”として負の価値付帯的に異化＝物象化され、抹殺・隔離・排除・抑圧・融和・同化という形態での共同体からの・共同性からの排除を受けること

そこで明らかになるように、差別とは何かということを発生論的根源的にとらえていくと、分業と私有財産制の問題にいきつきます。この分業と私有財産制の止揚ということは、

マルクスのいう共産主義運動の中身です。共産主義運動の基底に差別の問題があるという言い方ができます。マルクスの時代にマルクスが主要な課題として掲げた階級の問題も一つの差別の問題です。

これまでの政党派の階級闘争は、逆に、階級の問題の一つとして差別の問題をおくか、階級闘争の前段階の問題として差別の問題をおいていました。資本主義—帝国主義は差別を自らの構造として組み込み再編し再生産していっています。それに対し、共産主義運動は、差別の問題にちゃんととりくめていませんでした。個別の戦線的なとりくみは進んでいましたが、そのことの根源的総体論的なとらえかえしの不十分性は、横のつながりの希薄性にもつながっています。階級という差別の問題にすべてを流しこまんとし、そこから一点突破的にひろげんとする試みは、差別の重層構造的分断の前で挫折しました。更に、その階級問題が差別の問題であるというとらえ返しのなさから、労働力の価値を巡る差別の問題で労働のヒエラルキーにとらわれズダズタに分断されている現実があります。

「社会主义国」は、私有財産制の止揚は問題にしても共産主義の二つの柱の一つである分業の止揚の問題には何ら手をつけませんでした。差別の問題にはほとんどとりくめていません。帝国主義本国と比べても差別の問題への取り組みが遅れているという現実さえあります（中国の「障害者法」はその端的な現れです）。崩壊と破綻はおこるべくしてきました。

我々は、これから個々の差別の問題を掘り下げ、差別の根源的とらえかえしから、反差別の共同一統の戦線を作りあげねばなりません。そのことは同時に、共産主義運動の再生への道です。再生というより、今までなかった真の出発になることだと提起します。

(付言)

この文章化の作業に入ってから、さまざまな事件が起きました。ソビエトや東欧諸国の「社会主义の崩壊」はその特筆すべきことです。ブッシュは「資本主義の共産主義に対する勝利」を宣言したけれども、その「共産主義」は幻影にすぎません。勝利を宣言したブッシュ自身が自国の経済危機や人種問題という差別の問題で危機的状況にあります。押しなべて、資本主義において、南北問題や民族問題が続発しています。

共産主義という名は古い歴史をもつけれども、それ以上にさまざまな曲解、曲折にさらされてきました。マルクスは共産主義を「共産主義というのは、僕らにとって、創出されるべき一つの状態、それに則って現実が正さるべき一つの理想ではない。僕らが共産主義と呼ぶのは、現実的な運動、現在の状態を止揚する現実的な運動だ。この運動の諸条件は今日現存する前提から生じる」と規定しています。そして、矛盾の根源を「分業と私有財産制」の中に見ました。だから、矛盾の根源的解決とは、「分業と私有財産制の止揚」としてとらえうると思います。私有財産制の問題は階級闘争の主要な課題として闘われて来ました。しかし、今日、分業の問題について、どれほど語られてきたのでしょうか？ そのことは差別のことを根源的なとらえかえしの中から語って来れなかつたのかということと相

即的です。マルクスの時代に今日差別の問題としてとらえきれていた問題は多くはありません。しかし、マルクスの時代には階級の問題が主要な差別の問題であったし、分業の止揚ということを問題にしたところに差別を総体的にとらえようとする芽があったのだと押さえて置きます。

今日の共産主義運動の混乱は、差別の問題を共産主義運動の根底としてとらえ切れず、差別の問題を根底的なところからトータルにとらえ返す作業をなしえなかつた、そして運動的にも結びつけえなかつたところにあるのでないでしょうか？

「差別をあれもこれも語ることはできない」という言説があります。しかし、「あれかこれか」という形で語ることもできません。問題は根源的とらえ返しの作業です。

ここで、私は私なりにその端緒の作業に踏み込みました。しかし、論理の飛躍や仮説の提起の次元にとどまり、論文の体をなしていません。書き下ろしという形態は論旨の一貫性の弊害をもたらしています。展開も自家用のメモ的で自己了解の粋を脱し得ず、この文章を読む忍耐力をもち得る読者は皆無ではないかと思われます。

しかも私自身の差別各論の勉強はすべてについて端緒についたばかりの情況で、差別を分業と私有財産制からとらえるという発生論（根源的総体論）に必要な文化人類学的研究については、ほとんど手つかずという情況です。

そのような中で憶断でしかないという批判が返ることを承知でドクトリンとして提出しました。今後、文章がでたらめである、分かりにくいという批判をこえるように、加筆と訂正を加えつつ、一歩進んだ批判を受けつつ、さらなる議論と学習の共同作業の中で、「反差別概論」へと進んでいきたいと思います。当然、理論はたんに理論のための理論でなく実践へ結び付いた理論として、一つ一つの差別をなくす運動とその運動の結び付いた新しい運動（先取り的に言えば共産主義運動）の創出のために！

(あとがき)

反差別論を書くにあたってのモチーフについて書き置きたいと思います。そもそも自分自身のステイグマ（吃音＝言語障害）で、開き直れなさということがずっとありました当時には障害＝個性論がでていて、「吃音は私の個性である」という言い方はできても、もう一步開き直れなさがありました。そのことが何かと言うことを考えていて、「そもそも吃音があるということはどういうことか？」という論考の課題を持ちました。その時に出会ったのが、「物象化」という概念でした。そこから障害＝関係論に至ったわけです。正確に言うと、障害関係論の内容提示は既にあったのですが、障害＝個性論との区別がたっていませんでした。障害関係論を関係論として析出させることによって、「開き直れなさ」ということに理論的回答を得ました。「理論的回答」と限定したのは、この社会の価値観から遊離した価値観は持ち得ない。いわゆる「無意識」のレベルで引きずられ、実際的には「開き直れなさ」ということもひきづられざるを得ないという意味です。

もう一つは、差別が人権論の普及の中でいけないこととされ、法的整備も一定進んでい

る被差別事項もあるのですが、その被差別事項においても差別が減少していく実感が持てないということがありました。そりことを考え続けていて、差別の形態が移行しているのではないか、と考えました。そのことを『資本論』の剩余価値論での、絶対的剩余価値と相対的剩余価値の概念から、絶対的排除と相対的排除の概念に至りました。

さらに、その人権論そのものに疑問を抱きました。いまだに反差別の運動の主流はこの人権論に基づく運動なのですが、人権論が本音と建前の分離しかもたらさないとか、人権論の倫理主義が非被差別者には、同情的なことの表裏に過ぎないのではないか？ その同情というのは差別的心情に過ぎないのではないかというような思いを抱きました。そのことからこの人権論自体が、近代知の世界観の下にあり、超え得るべきものではないか、世界観の転換がここでも迫られているという思いを抱きました。

もう一つ、運動論的なところでは、階級党派が何故、差別の問題にちゃんと取り組めないのかというところから、そもそも差別を根源的にとらえ切れること、その差別の政治的側面を強調し、経済的・文化的側面を spoil しているという政治主義批判に至りました。そのことが、差別を広角にとらえていく「差別の三つの性格」という節につながっています。

最後にもう一言、この「反差別論序説草稿」の最後を共産主義論（「論」と言い得るまでの内容ではありませんか）としてまとめました。幅広い運動を求めるという意味では障害になるのではという想いがあり、「反差別運動論」の節は別稿にしようかという案も考えました。

しかし、差別を根源的にとらえ返していく時、分業と私有財産制の問題に至りました（まだ充分に理論化していませんが）、その止揚としての共産主義についてコメントせざるを得ませんでした。

繰り返していますが、「マルクス主義葬送」が言われて久しくなります。人の名前を冠した〇〇主義というのは、カリスマ性を生み出し、権威主義という差別をも生み出すことで、排したいことです。それにそもそも、ある時代に生まれた思想はその時代の制約性をもっています。だから、問題は後代の人が、ある思想家の思想をいかに生かし、如何に発展継承をなしえるかが問題になります。そのような観点のない固定化された思想ードグマは死んだ思想でしかありません。

私はマルクスから物象化論と生産関係に留意するという唯物史観ードグマ化されたものではなく、常に検証しつつ、生み出していくこととしての唯物史観をこの論形成に取り込みました。また、この社会の矛盾の根源を分業と私有財産制としてみる、というとらえ返しは、差別の根源的とらえ返しとして欠かせないことです。

マルクス云々はどうでもいいことで、他に援用しえる思想があれば、いくらでも援用したいと思っていますが、まだまだ不勉強ですが他に見いだしません。「資本主義社会で乗り越え不可能な思想」というサルトルの提言は生きていると私は思っています。

共産主義についても同様です。今日の共産主義を自称する運動の批判をもって、共産主

義への反発を正当化しているのですが、その矛盾は資本主義から規定されているところの括弧付き「共産主義」—「社会主义」の矛盾、あえて言えば、そもそも資本主義の矛盾でしかありません。

勿論、自称〇〇主義者の運動を、自分達の思想とは違うという批判や、自分達はドグマ的に理論はとらえないという批判だけでなく、そのような自称イストの曲解や、ドグマに陥ったことの批判はきちつとなしきらねばならないと思います。そもそも、繰り返して援用している「現実の矛盾の止揚」というマルクスの共産主義の規定からすると、何故今日の共産主義に対する曲解と感情的反発があるのか、また自称イストのドグマ化に陥ったのか、その原点をきちつと押さえるべきではないかと思います。そして、「現実の矛盾の止揚」というその「矛盾」の根源的とらえ返しを抜きにした、「葬送」はこれまたドグマではないでしょうか？

今日、色々な論争を見ていると、論争を担い、理論的深化を担っている人達と、実践的活動を担っている人達の分離が顕著です。理論的担い手が実践に踏み込み、実践的活動家が理論的深化も担っていく、そんなところでしか、理論の深化も運動の前進もありえないのではないかでしょうか？

そのような思いを、この文章化の作業の中で深めました。読者の批判一対話を受けて、反差別論の深化のわずかでもあれ、役割を担えればと、その論としての未整理を自覚しつつも、この「反差別論序説草稿」を提起します。

(付録) 「反差別論序説草稿」配布にあたって

最近、色々な人と出会い、話をしている中で、「障害者問題」の基本的なところでの共有化がなされていないことを何度も痛感しました。そのような折、20年も前に出された本を読みました。小澤勲さんの『幼児自閉症論の再検討』の「解説」、『反精神医学の道標』『呪縛と陥穀』です。「障害者問題」の基本的問題点が「精神障害者」に関わる中からすでに提出されているのではないか、また精神科医として自らの立場の抑圧性をはっきりととらえかえたところでの、「障害者」との関わりを模索していくという観点が出されているのではないかとも感じました。

その時点から、一体「障害者」運動が、その理論化が、そして「障害者」をとりまく人達の関わり方がどう変わったのか？ むしろ、理論や「関わり」というところでは後退しているのではないか、との想いが湧いています。

そのような中で、これまでやってきた理論化の作業を、もう一度ちゃんと取り組みたいとの想いを抱いています。

今、案を練っている「障害者反差別論序説」の目次を最後に示します。この文書は、私が「吃音者」として、ノート的にまとめた「「吃音—吃音者とは？」ノート」と「反差別論序説草稿」の中間的位置に位置します。そして、「障害者」と共に反差別というところで運動していく人達との仲間作りを求めて、書き下ろし的に隨時、ある機関紙（もしくは個人

誌）に掲載していくますが、待ち切れない思いで、既に書いた文を配布して、ふれあいを求めていきたいと想っています。

「「吃音－吃音者とは？」ノート」は、余りにもノート的になり過ぎたのと、自らの「吃音者」としての引きずられから、吃音自体を明らかにしようという想いで、蛇足的なことを書き連ねていて、またその内容も、その後行った吃音研究者との対話の中で再検討すべきこともあるのではと考えたりしていて、とても出せません。とりあえず、「反差別論序説草稿」を出すことにしました。

勿論、この文書もノート的に書いた文で、どこまで読むに堪えられるかということがあるので、「障害者反差別論序説」のアウトラインをつかむのに、参考にしてもらえたると想っています。

今、この「反差別論序説草稿」には訂正する箇所があります。それは、差別各論で「障害者差別」という項を作らなかったということです。これは、自らが「障害者」であるというところでの、他の反差別運動とのつながりを求めていく上での謙虚性、という意識性があったのですが、むしろそれは深層心理的な私のふっきれなさとか、卑屈さとつながっているのかも知れません。もう一つ労働力の価値を巡る差別ということの強調ということもありました。更に、経済主義というようなこととしても押さえています。この反差別論で、「三つの性格」ということを出しましたが、経済的差別だけ押さえて、「障害者」差別の政治的性格（慈愛ということでの国家への共同幻想的統合の問題など）や文化的性格（「障害者」差別の根拠として出てくる美意識の問題）を押さえ、反論していく作業を落としています。

また、何よりも、全体にまとまった文になっていないという想いがあります。もう一度全面的な練り直しをしていかなければなりませんが、今抱えている課題が多く、また、一人で理論化の作業をするよりも、たたき台の文を出し、それを討論にさらす中で、新しいものが生み出していくのではとの想いで、敢えて、そのまま出すことにしました。

皆さんの批判をもらう中（対話していく中）で、特に、非「障害者」として「障害者」運動に関わっている人達に自らの被差別事項との関わりをとらえ返して欲しいし、また「障害者」には他の被差別事項から「障害者問題」をとらえ、更に差別ということを深化してとらえる作業を共にやっていきたいとも願っています。それが、「序説草稿」ということを外した、「反差別論」としてまとめていく作業になればとも願っています。